

# 資料編



# 1 『全国公立図書館長協議会会報』

---





# 設立に当って

## 会長 長谷川 昇



こゝ数年來図書館界の期待と注目を受けていた全国公立図書館長協議会が、都道府県市区町村立図書館五五八館加入の下に去る五月三十日盛大に発足し、不肖私が初代会長として選任されました。その責任の重大さを痛感すると共に使命達成のために最善の努力をすべく決意をあらわしている次第であります。

本協議会が設立目的を達成するために第一歩を踏み出したわけであり、私達が待ち受けていることと見せし、私達は公立図書館の総力を結集して

これらの試練と困難を乗り越え図書館界がかうしている問題を、清美に解決し、公立図書館の一層の発展を図らねばならないと思ひます。このことと社会が強く要求している使命であり、且つ本協議会に期待して下さる思いも存じます。

最後に、各館長同志の御指導と御力を祈り致します。

(東京都立日比谷図書館長)

# 全国公立図書館長協議会の発足

## 設立の経緯

これまで、公共図書館の全国的な組織といえは、社団法人日本図書館協会、公同図書館部会のみであった。したがって公共図書館関係のあらゆる問題は、この部会において取り上げられてきた。しかし、問題の総てが取り上げられても、部会の性格が組織的には社団法人日本図書館協会の下部組織のため、国との折衝などに弱く、問題解決に限度があった。それをカバーするため、公共図書館部会では、全国公共図書館協議会という別の名を作り、この両者を使い分けてきた。このような部会をつぶさに吟味してみると、異質の性格的なものが無理に一本化されていることが明らかである。公共図書館部の財政面をみるとJLA交付金の数倍もの負担金を各都道府県が別途支出している。したがって負担金の点ではレキとした協議会といっても過言ではなかった。何れにしても公共図書館部会は二重の性格を

有して来たことは事実である。即ち、今日ここに新組織が発足されたのは、なほなるなか、これを考へるべきは、従来の二重性格問題がその根本的な動機として挙げられ、それによつて調整するにむづかしく、この組織問題は、部会自身の重大問題でもあった。協会の内「組織強化に関する委員会」が設けられ、その委員会報告が去る三十四年に発表され、総会において承認されていた。しかしこの報告は、どういふ訳か実行されず、結果的には単なる報告に止まつた。勿論問題が解決されたからではなかった。三十五年以來部会関係者は、このような組織問題の悩みを持ちながらも諸々の点を配慮し、改組の段階にまで進んで来た。ところが四十二年十二月、水井前部会長が図書館雑誌(一九六五、十二月号)で部会のあり方の問題について述べられ、これがきっかけとなつて組織問題が再燃し、幹事会においてもむかひ問題化されるに至つた。大綱委員会が緊急修訂の結果、部会

の二重性格問題を解決し、両者が各々の性格に応じた活動をするこゝに上つてわが国の公共図書館の発展があると考え、新組織結成すべしとの結論を得た。この問題が再燃化してからは、大綱委員会(発起人)と設立準備委員会を経て、一年目にして本協議会が設立される運びとなつた。永年の懸案問題が解決された訳であるが、これも時代の要請との感を感じるのである。

設立総会	
日時	昭和四十二年五月三十日
	午後一時三十分
	五時二十五分
場所	東京都立日比谷図書館講堂
次第	一、開会
	二、設立準備委員長経過報告
	三、議長選出
	四、議事
	規約について
	役員選出、承認について
	役員就任挨拶
	昭和四十二年度事業計画および予算について
	感謝状贈呈について
	感謝状贈呈
	方登三唱

開 会  
設立準備委員長経過報告 (長谷川 昇 議長)

経過については既に地区幹事からの報告で理解されていると思ひますが、この問題が顕現化し、具体的話し合ひに入つたのは昨年五月、部会幹事会においてである。



その後大綱委員会を結成し、三回の委員会での検討の結果、行政財政問題、専門研修、望ましい標準など、部会の強化のみでは解決が難かしくと判断し、部会とは別に新しい組織を設立することになった。

新組織を作るにあたり、有志館長による発起人会を作り、ここで活発な討議を重ねた。この結論をその都府県に持ち帰り、地元意向を汲んで慎重に検討した。その間常に問題となつたのはJLAとの関係である。しかしこの問題は、平和共存して、それぞれの性格を明確にし、互に公共図書館の発展につくすのであつて、部会を解体することは絶対にないことを確認し、設立準備委員会にバトンを渡した。

各県から選出された設立準備委員により、五月二十九日に会議がもたれ、規約、四十二年度事業計画、予算内容等基本的問題につき検討し、一部修正して今日の設立総会に提出した。

議事  
規約について(六頁の規約参照)  
この規約は、これまで発起人会で数回にわたり練られたものであるだけに、さしたる問題もなく承認された。ことに筆談の経緯について簡単に紹介する。

長谷川準備委員長の規約説明

○規約のうち、目的のところは公共部会とどこで一線を画するかというところで、既述の意見をかきねこの案になった。この規約の目的は行政財政の大きな問題を中心に活動することである。

○副会長が二名というは、準備委員会で三名に修正された。その理由は、興立一名、市町村立一名のほか、全国組織では中心となること。即ち会長に近くにもう一名必要となるので三名とした。第九条第四項(総会の開催)第十條第二項(幹事会の開催)については、この会を民主的に運営するために入れたものである。大章の参与の制度は、原則的におかない立場に立っているが、国会図書館や私立図書館と本会が同様に事を運ぶために入れたものである。付則については、東後階の組織は公・私立図書館連絡のもとに運営されているので、切離すことは難しいと考へて設けたものである。

通則については、全国組織である性質上、これを設ける必要がある。分担金は現在公共部会が用いている算出方法をそっくりとり入れた。

賞 賛  
一、規約について  
こゝで問題とされた点は二点ある。第一は第四項会議、第十條五項の「総会を開催することができないと

会長が認められた場合には、理事会は総  
会に報告してその権限を行使する。...

「委員会通則」も一括審議され、  
性格、構成について質問があった。...

る現在、さらに公共図書館の機能を  
發揮させるための行政の問題を解  
決せんとして、この会が決定したこ  
とに喜びたい。...

充実を考へている時に、この会が生  
まれたことは意義があり、我が教育  
行政を担当する者として力を盡まし  
ない。...

い。このような時に、この会が設定  
され、図書館が重要している諸問  
題を解決し、積極的に行政改革の確立  
を期しようとするは誠に時宜を得た  
のである。...

業が生まれた百年目の今日、この会  
が生まれたことに敬意を表すると共に  
活動についても今後お導きいた  
だきたい。

最近のように入員文化科の  
いらしるしい発展の中で、知識・情  
報の提供の必要は増大して、今  
日図書館の果たす役割は極めて重  
多の要求にこたえべく図書館の

決議文および  
運営基本方針について  
この会の設立にあたり、我々の決  
意を明らかにしておきたいという事  
で、決議文および運営基本方針が審  
議され承認された。

本日、来賓諸先生のお言葉を聞きまし  
て、更に意を強くした。図書館といふ言

業が生まれた百年目の今日、この会  
が生まれたことに敬意を表すると共に  
活動についても今後お導きいた  
だきたい。

最近のように入員文化科の  
いらしるしい発展の中で、知識・情  
報の提供の必要は増大して、今  
日図書館の果たす役割は極めて重  
多の要求にこたえべく図書館の

決議文および  
運営基本方針について  
この会の設立にあたり、我々の決  
意を明らかにしておきたいという事  
で、決議文および運営基本方針が審  
議され承認された。





この会は、自主的運営を堅持するとともに関係機関への積極的協賛を要する。

この会は、日本図書館協会と相互に協力し、相提携して、図書館の発展をはかる。

この会の構成員である館長は、機関の長とする。

この会の地方組織を充実にする。

この会の設立のために、発起人としてまた関係者として、日夜奔走努力された次の四氏に対して、感謝状を送りたい旨会長より提案があり、場一致で承認され、贈呈された。

山北盛六氏  
(前愛知県文化会館 図書館長)

木原立美氏  
(前山口県立図書館長)

瀧池正夫氏  
(前熊本県立図書館長)

秋山久氏  
(前独立日比谷図書館 庶務課長)

万才三郎  
熊本大学府立図書館長の首頭で、前委員として十三回

閉 会  
閉会後初年度においてごちやか交歓行なわれた。

昭和42年度 事業計画

- (1) 全国図書館研究集会
- (2) 研究調査集会
  - 行政問題(行政委員会) 2回
  - 図書館法に関する研究
  - 図書館の振興策に関する研究
  - 資料センター問題に関する研究
  - その他
- (3) 財政問題(財政委員会) 2回
- (4) 公共図書館館庫有法制定に関する研究
- (5) 地方交付税に関する研究
- (6) 図書館補助増額に関する研究
- (7) その他
- (8) 職員問題(職員委員会) 2回
- (9) 司書職員養成制度(講習科目)

1. に関する研究
2. 司書職員の身分確立に関する研究
3. 司書職員の研修制度に関する研究
4. その他

- 。事業報告(会の運営、事業等) 1回
- 。研究調査報告書(委員会、研究集会、研究調査) 1回
- 。広報(関係機関、その他) 2回
- 。会報(会員、その他) 4回

役員名

- 会長 長谷川 昇(独立日比谷)
- 副会長 長本 善雄(大府府立)
- 理事 上野 茂(松手県立)
- 西藤 孝(本館市立)
- 幹事 二本木 東(北館市立)
- 村松 次郎(岩手県立)
- 亀谷 久信(他市市民)
- 佐藤 信保(山形県立)
- 上野 須五(千葉県立)
- 山岡 寛(市川市立)
- 小林 新(静岡県立)
- 市村 新(石川県立)
- 清 信重(岐阜県立)
- 牧 忍(豊橋市立)
- 西村 清一(京都府総合)
- 山下 栄(尼ヶ崎市立)

- 西本 真一(鳥取県立)
- 山本 樹夫(鳥取県立)
- 石村 善隆(岡山文化)
- 土原 浩一(徳島県立)
- 村山 清(香川県立)
- 示野 昇(高知県立)
- 松田 国男(北館市立)
- 米田 貞一(大分県立)
- 日高 一(宮崎県立)
- 館 事 片ヶ瀬 次郎(栃木県立)
- 赤井 千磨(神戸市立)
- 竹田 平(須賀市立)

これは本会の事業を推進するため、全国都道府県より選出された各一名の委員(幹事選出県は幹事をもつてあつて)で、委員会を構成し調査研究に当る。



全国公立図書館長 協議会規約

第一章 総 則

第一条 この会は、全国公立図書館長協議会と称する。

第二条 この会は、全国の公立図書館長をもって構成する。

第三条 この会の事務所は、会長が所屬する図書館におく。

第二章 目的および事業

第四条 この会は、全国の公立図書館相互の連絡を密にし、図書館の管理運営に関する調査研究を行ない、図書館活動の推進をはかることを目的とする。

第五条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 公立図書館に関する行政・財政および事業の調査研究
- (2) 資料の収集および情報の交換
- (3) 関係機関に対する要望
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第三章 役員

第六条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
  - (2) 副会長 三名
  - (3) 幹事 二六名
  - (4) 監事 三名
- 地方別同数原則とす。
- 幹事は、第十三条を定める地区から推薦し、総会で承認するものとする。
  - 会長および副会長は、幹事の互選とする。
  - 監事は、総会において選出する。
  - 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 補充および役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第七条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

第八条 副会長は、会長を補佐し、会長に代り、その職務を行なう。

第九条 幹事は、会務を遂行する。

第十条 監事は、会計を監査する。

第五章 参 与

第十一条 この会の会議は、総会および幹事会とする。

第十二条 総会は、会長が招集する。

第十三条 幹事会は、会長が招集する。

2. 総会は、構成員の三分の一の出席で成立する。
3. 議事の成立は、出席者の過半数による。
4. 定期総会は、毎年一回開催する。会長が必要と認めるとき、または構成員の三分の一以上の要求があつたときは、臨時総会を開催することができる。
5. 総会の権限は、次のとおりとする。

- (1) 主要事業の決定および事業報告の承認
- (2) 予算の決定および決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) この規約で定められた事項
- (5) その他会長が付議することを必要と認められた事項(幹事会)

第六章 幹事会

第十四条 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって組織する。

第十五条 幹事会は、会長が必要と認められたとき、または幹事の三分の一以上の要求があつたとき会長が招集する。

第十六条 幹事会は、幹事の過半数の出席で成立する。

第十七条 幹事会は、次のことを審議執行する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他会長が必要と認められた事項

5. 総会を開催することができないと会長が認められた場合には、幹事会は総会に代つてその権限を行なう。ただし、次期総会において承認を得なければならぬ。
6. 前条第一項および第三項の規定は、幹事会に適用する。

第五章 地方組織

第十五条 この会に各地区館長協議会および、各都道府県館長協議会をおく。

2. 前項の協議会に関する組織および運営については、別に定める。(委員会)

第六章 参 与

第十六条 この会の事業を推進するため、委員会をおくことができる。

第十七条 委員会は、別に定める。

第十八条 この会に参与をおくこと

2. 参与は幹事会の推せんにより、会長が委嘱する。
3. 参与は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第七章 会 計

第十九条 この会の職員は、次のものをもって充てる。

(1) 分理金

(2) 国庫補助金  
 (3) その他の収入  
 2. 分担金については、別に定める。  
 (会計年度)  
 第十五条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。  
 第八章 事務局  
 第十六条 この会に事務局をおく。  
 2. 事務局は、会長の総括のもとに事務を処理する。  
 3. 事務局に必要な職員をおく。  
 4. 職員は、会長が任命または委嘱する。  
 5. 事務局および職員に関する事項は、会長が別に定める。  
 第九章 雑則  
 (細則)  
 第十七条 この規約に定めてあるもののほか、この会の運営に必要な細則の制定および改廃は、幹事会の承認を経て、会長が定める。  
 付則  
 1. この規約は、昭和四十二年五月三十日から施行する。  
 2. 第二条の規定にかかわらず、当分の間、私立図書館長および会長が適当と認めたるものを準会員とすることとする。  
 3. 第十一条の下部組織については、当分の間、現に存する組織をもって、これにかえることができる。

地区名	北日本	関東	北陸	近畿
除算数	4	6	3	4
地区名	中国	四国	九州	計
除算数	3	3	3	26

別表  
 地区館長協議会・都道府県館長協議会通則

第一章 総則  
 (目的)  
 第一条 この通則は、全国公立図書館長協議会(以下「全国協議会」といふ)規約第十一条の規定にともなう地区館長協議会(以下「地区協議会」といふ)および都道府県館長協議会(以下「都道府県協議会」といふ)の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会  
 (地区協議会)  
 第二条 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかるものとする。  
 2. 地区協議会は、別表のとおりとする。  
 3. 地区協議会は、地区内公立図書館長をもって構成する。  
 (事業)  
 第三条 地区協議会は、次の事業を行なう。  
 (1)調査研究  
 (2)資料の収集および情報の交換  
 (3)各協議会および公立図書館との連絡協力  
 (4)その他必要な事業  
 第四条 地区協議会に次の役員を置く。  
 (1)会長  
 (2)副会長  
 (3)幹事  
 (4)その他  
 2. 前項の幹事は、地区内図書館長の互選とし、会長および副会長は幹事の互選とする。  
 (経費)  
 第五条 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。

(1)分担金  
 2. (2)その他の収入  
 2. 地区協議会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。  
 (事務局)  
 第六条 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内におく。  
 (運送)  
 第七条 地区協議会は、会則、役員名簿を全国協議会の会長に送附するものとする。委員があつたときも同様とする。  
 2. 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。  
 第三章 都道府県協議会  
 (都道府県協議会)  
 第八条 都道府県協議会は、全国協議会および地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかる。  
 2. 都道府県協議会は、都道府県内公立図書館長をもって構成する。  
 (準用)  
 第九条 第三条から第七条までの規定は、都道府県協議会に準用する。  
 付則  
 この通則は、昭和四十二年五月三十日から施行する。

別表  

協議会名	都道府県名
北日本	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
北陸	富山、石川、福井、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	山口、鳥取、岡山、広島
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

 委員会通則  
 (委員会)  
 第一条 全国公立図書館長協議会(以下「全国協議会」といふ)規約第十二条に規定する委員会は、次のとおりとする。  
 (1)行政委員会  
 (2)財政委員会  
 (3)職員委員会  
 (任務)  
 第二条 委員会は、幹事会と緊密な連携をもち、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果を幹事会に報告する。  
 (構成)  
 第三条 委員会は、各都道府県から選出された五名の委員をもって構成する。ただし、幹事選出は幹事をあつとす。  
 (委員長等)  
 第四条 委員会は委員互選と委員長をもち、委員長は、委員会を統轄する。  
 2. 委員長は、委員会を統轄する。  
 3. 委員長は、委員長を兼任し、委員長の職務を行なう。  
 4. 委員は、委員会に出席するが、委員会に関する調査研究に当らぬ。  
 (集会)  
 第五条 委員会は、全国協議会の会長を議長とし、委員長が招集する。  
 付則  
 この通則は、昭和四十二年五月三十日から施行する。  
 分担金規程  
 (分担金)  
 第一条 分担金は、都道府県単位とし、都道府県を基本会費二〇〇〇円とし、当該都道府県内図書館職員数に二〇〇円を乗じた額を加算する。

2. 前項の規定により算出した都道府県別分担金は、別表のとおりとする。  
 (納入方法)  
 第二条 分担金は、都道府県立図書館長もしくは、これに準ずる図書館長が当該都道府県分担金を一括して納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。  
 (納入期日)  
 第三条 分担金は、毎会計年度初めに納入しなければならない。  
 付則  
 この規程は、昭和四十二年五月三十日から施行する。  
 (別表省略)

事務局から  
 ◇本年図書館界発展のため御尽力され、東京中央図書館歴史の成慶館氏に御礼を寄せました。本協議会の幹事として選出されたことになりましたが、一応律性されたこととなり、後任幹事は近日に選出させていただきます。  
 ◇父号から各地区、各館の便りを掲載したと考へておりますので、是非御寄稿ください。(字数八百字以内可)

幹事会の報告  
 ○五月三十一日 於、日比谷図書館 委員会分担決定  
 北日本・関東・近畿・職員委員会  
 東海・北陸・近畿・行政委員会  
 中国・四国・九州・財政委員会  
 ○第二回幹事会は、六月二十九日に開催決定  
 ○第一回合同委員会は、六月二十九日に開催決定

編集後記  
 総会の席で、設立総会の歴史を記録を刊行して欲しいと希望が出され、早速創刊号を努力して書き上げた。記事の整理や委員会記録の整理に時間をとり、一月近く経ってしまつた事をお詫言いたします。なるべく雑然と注意はしたつもりですが、紙面の都合もありましたので、本分致約いたしましたので、足りない点が多ければ御報いいただき、次号で補正したいと思っております。皆様方の御指導を待ちたいと思っております。



全国公立図書館長協議会



第2号 (事務局)

東京都千代田区北谷4-1-4 都立日比谷図書館内 電話 東京502)0101



ここに図書館がある / 北海道帯広市戸立図書館の活動状況

第一回幹事会報告

日時 四十二年五月三十一日 十時三十分～十二時三十分 場所 都立日比谷図書館会議室

議長選出にあたり、議長は副議長が交代であったことに決定をみた後、泉本氏(大阪府立)を議長に選び議事に入った。

一、昭和四十二年度事業について 事業計画は一応設立総会で決定したが、この幹事会で具体的な事業計画について検討することになった。総会で可決された事業計画は、この補助金百万円を見込んでいたが、この補助金の額によって事業計画が左右される。したがって補助金の額は今回は今回考えないで具体的な事業計画を検討し、補助金の内示を待って交付申請をする際に、それに見合った事業計画をもう一度考えればよいとの発言もあり全員賛成で話し合いつづけた。

(1) 全国研究集会について 全国研究集会は、この会が発足したばかりであるし、この一年をかけての活動により下地は出来たとはいっても、本格的な集会は無理があり、四

十二年度は総会とわけて行なうことに決定した。

(2) 研究調査について この研究調査は、日本図書館協会公共図書館部の実施する事業内容との関係、性格が明りょうでない点がある。したがって本協議会としては、公共図書館部の仕事を中心にするのか、本協議会の仕事を中心にするのか、また役割はどうするのか等、ここで統一させたいのではないかと意見が出され、これについて検討した結果、適合するものがあるとしても、本年度は独自の態で進むことにし、将来はこれを明確にすることで話しがまとまった。

第二回幹事会報告

日時 昭和四十二年六月二十九日 一時～四時三十分 場所 都立日比谷図書館会議室

議長に上野副館長を選出。

一、委員会通則について 各委員会が、事項別に充分な活動を実施するために小委員会、調査委員を配置すること、合同委員会が開催できるようにすることが必要であるという理由で改正案が事務局から

示され協議された(下段のとおり)

- 一、表彰規程について 本協議会あるいは、公立図書館の事業に尽力された人々を表彰する必要がある。表彰規程案が事務局から提出され協議の結果、三百のとおりで成立した。ただし、第三条の文案については若干の字句訂正があった。
- 二、四十二年度事業計画について 第一回幹事会において確認された事項について、事務局から簡潔な説明があった。そのうち、昭和四十一年度公共部会研究内容を参考にした十項目の研究内容が確認された。最低基準の改正および望ましい基準の設立に関する研究
- 2 図書館職員の身分確立等に関する研究
- 3 図書講習科目の研究
- 4 図書館法改正問題の研究
- 5 地方公共団体予算における図書館費の「一」の増進運動
- 6 市町村立図書館の設置促進ならびに振興策の研究
- 7 図庫補助増進運動
- 8 図書館利用者団体の組織化
- 9 日本史料センター問題の研究
- 10 図書館職員研究

委員会通則改正される

改正案	決定	改正案	決定
第一条4項を新設 「その他必要と認める委員会」	改正案どおり	第八条を新設 (調査員)	決定 第八条を七条とする
第三条2項を新設 「委員は、第二条に定めるいつれかの委員会に所属する」	改正案どおり	第八条 委員会もしくは、小委員会に調査員をおくことができる。	条文は改正案どおり
第六条を新設 「合同委員会は、全国協議会の会長が、各委員会の委員長に選任しつづける」	改正案どおり	2 調査員は、委員会もしくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その結果を委員会もしくは、小委員会へ報告する。	
第七条を新設 (小委員会) 「小委員会は必要と認めるときは、小委員会をおくことができる」	改正案どおり	3 調査員は、委員会もしくは、小委員会が委嘱する。	
2 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。	改正案どおり	4 調査員は、委員会もしくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。	
3 小委員会の委員は委員会の委員のうちから委員会が推せんする若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。	改正案どおり	第九条を新設 (委員会事務局)	第九条を第八条とする。
4 小委員会の委員長および委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。	改正案どおり	第九条 委員会および小委員会の事務局は、それぞれの委員長が所属する図書館内におく。	条文は改正案どおり
第六条を新設せず、 第五條の中に附録する。	改正案どおり	付則新設 この通則は、昭和四十二年六月二十九日から施行する。	改正案どおり
条文は現行五条現文について「委員会をひらくことができる」とする	改正案どおり		
第七条を第六条とする。	改正案どおり		
条文は改正案どおり			

表彰規程

第一(目的)

第一條 この規程は、全国公立図書館協議会...

(表彰の対象)

- 第二條 本会の会員から推薦される者...

(表彰の方法)

第三條 表彰は表彰状の贈呈をもって行なう...

3. 品については、幹事会で決める...

第四條 表彰に要する経費は、本会の会計をもってこれをあてる。

付則 この規程は、昭和四十二年六月二十一日から施行し、本会が改定したときから適用する。

委員活動状況報告

(四二・八・一〇現在)

職員委員会 北日本および関東プロが担当する...

立館長を委員に、千葉県立の土屋新藤館長を委員長にそれぞれ務め、小委員会を七月末に閉じた。

現在までの取組では、司書職をもっと重視もてたいと、その点で、はつきりとしており、その際に行なうべきことについて検討している。

- ①(別項)アンケート 司書職現在もより重視もてたいと...

- ④単位数をどの程度にするか。(現行法律は素を立構をとってよい)

昭和42年度予算

Table with columns: 科目 (Category), 当初予算 (Initial Budget), 修正予算 (Revised Budget), 増△減 (Increase/Decrease), 明 (Notes). Rows include 事業負担金, 収入, 支出, 予備金, etc.

五月三十日の設立総会において承認された昭和四十二年予算は、国庫補助金を百万円見込んで編成されたものであって、補助金額の決定を待たずして、六月二十七日に補助金五十万円の因亦が多、これにもついで補正を行なう第一回幹事会(六・二九)を承認された。



分担金決まる

この問題は、当協議会設立前から、関係人において、分担金は合理的な支出方法によるべきであるとして強く主張されてきたものである。第一回幹事会においては、問題のなかで取り上げられたが、具体的な検討に入らず第二回幹事会に持ち越された。六月二十九日の第二回幹事会で、財政力増強の適用の仕方、負担割合の問題があるとして、改めて案を考案することとなった。それを各ブロックで検討した上で、ブロック代表者会議を開き、そこで決まることになった。十月四日に代表者会議が開かれ、事務局長と幹事長とでこの問題の解決策の意見をもちあわせた。議の結末、下記のとおり決定をみた。決定は、昭和四十三年度予算が総額で定まらないうちに、現在では、一括の内定額として、

分担金

県名	現行	更正 (66年度)	内定額	県名	現行	更正 (66年度)	内定額
北海道	2,090	2,130	2,850	三重	930	930	1,250
青森	1,030	1,110	1,490	滋賀	730	670	900
岩手	1,030	1,030	1,380	京都	1,110	1,730	2,320
宮城	920	1,160	1,550	大阪	3560	3770	5,050
秋田	1,140	1,160	1,550	兵庫	2,130	1,790	2,400
山形	1,180	1,170	1,570	奈良	820	780	1,050
福島	10,900	10,800	14,500	和歌山	690	810	10,900
茨城	8,700	10,300	13,800	鳥取	810	810	10,900
栃木	9,700	9,100	12,200	島根	770	750	10,100
群馬	14,900	14,300	19,200	岡山	11,500	14,600	19,600
千葉	15,200	13,600	23,000	広島	13,400	13,600	18,200
東京	6,210	8,070	10,810	山口	17,500	17,100	22,900
神奈川	2,520	2,950	3,950	徳島	810	800	10,700
新潟	1,490	1,470	1,970	香川	940	920	1,230
富山	1,480	1,570	2,100	愛媛	1,060	1,040	1,390
石川	11,200	11,200	15,000	高知	840	930	1,250
福井	6,700	7,000	9,400	福岡	19,700	21,500	28,800
山梨	9,700	9,500	12,700	佐賀	810	910	1,220
長野	1,360	1,330	1,780	長崎	1,000	970	1,300
岐阜	980	1,040	1,390	熊本	10,900	10,800	14,500
静岡	12,800	14,500	19,400	大分	820	1,060	1,420
愛知	23,900	28,900	38,700	宮崎	10,000	9,500	12,700
				鹿児島	12,100	13,200	17,700
				計	62,640	67,530	90,480

よりな基本法的な構想に前進した。さる九月十四日の委員会で、以上の構想をもとにした第二次案の決定をみた。それは、主文に示されたように「日本史資料保存法」(仮称)の制定を政府・国会に求める。これによって「文書館」(仮称)の設立を全国的に促進する。また、図書館等を文書館にあてることのできるものとする。特別委員会では、この案に対する各県(図書館も含む)の意見を四二年一月頃までに聴取したり意見を整理し、春には日本学術会議に答申する予定となっている。

図書館制としては、このセンター問題研究は、本協議会の行政委員会関係から、今後、中央の問題として検討されるようとの意向であった。そこで、本年度の問題は、日歴協の館制委員で検討して行くこととなす。

図書館制委員  
長谷川昇(都立日比谷図書館長)  
本木義雄(大阪府立)  
上野彦(埼玉県立)  
岡村一郎(川越市立)

- 合同委員会  
六月二十九日に第一回合同委員会が開催され、次のように委員長、副委員長が選出された。
- 行政委員会 委員長 本木義雄  
副委員長 市村新  
財政委員会 委員長 西本武一  
副委員長 日高一  
職員委員会 委員長 上里美須丸  
副委員長 佐藤信保

文部省の動向  
○文部省では、このほど昭和四十三年度予算の概算要求を提出した。うち公立図書館については、全国都道府県市町村の整備費として、大型五型(三)の普通型入館(四)、農村型(一)の補助額の増がはかられた。このほか前年度の巡回文庫の事項名が図書活動推進と変更され、移動図書館の台数増、図書購入費の増をふくめて一億七千万円(七千八百万円)が要求された。このうち、前年度は、認可、認可等の整理に

関する法律(四二法二二〇号)が昭和四十一年八月一日に公布、即日施行に伴い社会教育法および図書館法の一部が改正された。図書館関係は次のとおり。①図書館法第一一条および第二四条は廃止。②社会教育法第六条第一号が改正され、都道府県教育委員会の事務として、公民館、図書館の設置、管理に関する調査および指導に関する事務を行なうこととされた。○著作権の一部も今回改正された。図書館と直接関係のある複製については、目下法制局の段階で四十三年を目途に検討中とのことである。

I.F.L.A.総会に三館長出席  
第三十三回国際図書館協会連盟総会が八月十三日から四日間行われ、開催されたが、この会に長谷川氏(都立日比谷)、青井氏(神奈川県立金沢文庫)、渡辺氏(愛知県名古屋市立鶴舞)が出席した。会議のあとカナダ国立図書館、モントリオール図書館、アメリカのボストンの図書館、ニューヨーク公共図書館、国連を含む特殊専門図書館を視察し九月五日無事帰国した。この報告は十一月の全国図書館大会で行なわれる。

地区協議会活動  
◎四国地区公立図書館連絡協議会  
―昭和四十一年度総会の開催―  
昭和四十一年七月十九日徳島市山荘で開催。昭和四十一年度事業および決算の報告があり、役員改選の結果、徳島県立図書館長上原浩一氏が会長に就任することとなり、事務局を同館内に置くこととなった。昭和四十一年度の事業としては、次の二項が決定された。  
(一)「四国の公共図書館一九六七」を編集発行し、四国地区公共図書館の相互協力を助長すること。四国地区公共図書館の各館の諸統計ならびに職員録を内容とするもので、B五期十二頁、活版印刷。昭和四十一年九月一日発行予定。  
(二)四国地区読書実態調査を行なうこと。各県ごとに、都市、農村、山村、漁村の各地区にわたり読書実態を調査し、各県立図書館で調査計を行ない、事務局で全体集計を行なう。昭和四十一年九月末までに、各県立図書館から集計表を事務局へ送付する。なお、協議会として、次の三項が提案され、それぞれについて協議した。

日本史資料センター  
について(経過報告)  
日本史資料センターについては、教壇前から一連行政資料を中心に古文書等の資料の散逸を防止、これを整理、保存して、日本史研究の利便をはかる」という趣旨から日本史学会で討議されていたが、今年に入つて、この検討の具体案の検討を日本史学会(日歴協)へ付託して、今日に至っている。日歴協では、ただちに日本史資料センター特別委員会を設置し、委員は、日本史学界および図書館界の代表として構成し、検討が繰り返された。六月一日付特別委員長名で「日本史資料の保存、整理、利用、サービスについての構想案」(四二年第一二次案)が発表され、これに対する学界その他の意見を求められた。その骨子は、「古文書館法」を制定し、全国の都道府県市町村ごとに文書館を設置し、また図書館等を利用する場合もありうるというものであった。特別委員会では、この第二次案に対する各界の意見を参考に、さらに第一二次案は、理想案であっても、地方公共団体の実情を考慮するとき、実現の可能性が非常に困難なとの結論から、全国的に文書館設置を促進する

昭和42年10月15日 報 会 第2号 (7)

(一) 全国公立図書館協議会の下部組織について(徳島県立提案)

四国地区公共図書館連絡協議会は、全国公立図書館協議会の下部組織としての機能をもつことについて、意見の一致を見た。

(二) 中小図書館における参考事務について—図書館相互協力などの諸問題—(徳島県立提案)

昭和四十一年七月七日成立の「四国地区図書館相互の協力に関する協定」により、近隣に相互協力を進めようとする意向が一致を見た。

(三) 公立図書館に対する国庫補助の強化について(今治市立提案)

全国公立図書館協議会財政委員会の研究その他あらゆる機会をとらえて、趣旨の達成に努力することについて意見の一致を見た。

◎富山県公立図書館長会の開催

—独立の県立図書館建設さる—

県立図書館の改築問題がまきたのり年数がたっている。当初かねてより書庫建築と敷地増築(国有地)の増額問題をかかえていた県立図書館を、県庁内に新設される県民会館の中に入れてほしいが、県民会館の意向が異なるが、県民会館のような総合建物の

中では、十分に図書館機能を發揮することができないなどの理由で、県図書館協議会が反対した。結局、富山市郊外に単館舎を建てることになり、四十二年度より総工費二億三、五五六万円で、敷地三、〇〇〇坪、延床一、〇〇〇坪を四十四年度中に完成することになった。本年度予算は調査費五六万、敷地買収費九〇〇万円、建設費三、四四〇万円になっている。

◎関東地区公共図書館研究会開催

—「中小館整理基準サンプル作成」

昨年度は「整理基準の作成方法」をめぐり研究会が行われた。その際、来年度は、これをより深め、関東地区としてのスタンダード的なものを作成しようという意向が固まった。したがって、今年度は、関東プロダクツの近所から選ばれたサンプル作成委員が、中図書館(館内・外)、小図書館の三小委員会にわかれ、八月にかけて十数回にわたる協議を重ね、鋭意、これを作成。既に、本月二十六日(於中野図書館)に開かれる集会を前にして、各参加者に配付を終り、一回の事前の十分の研究をまわって、餘りある討議を予定している。

図書館便り

富山市立図書館  
市立図書館の建設計画

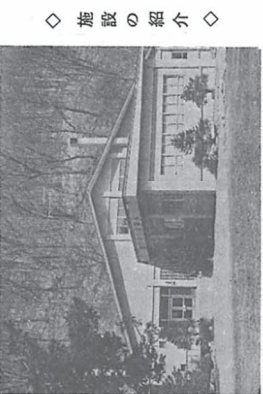
図書館法施行以来、県立図書館が次第に県内に於ける「図書館の図書館」的機能を強めてきた関係で、地富山市立図書館の新館設計については、県図書館協会をはじめとし、当局からも強い要請があったが、戦災都市である富山市としては図書館まで手がまわらないようであった。しかし、県立図書館の郊外への移転新築問題がまきたのを契機として、市立図書館建設の促進がもたらがり、市制八十周年記念事業として、四十四年四月までに鉄筋五階建、延一五〇〇平方メートル、冷暖房完備、総工費五億円という計画がある。但しこの中に中央公民館や理工実験館も入るようである。

県立長岡図書館  
近世史料調査会を開催

県立長岡図書館では、昨年度引き続き七月二十五日より二十九日までの五日間、昭和四十二年度の近世史料調査会も、県立図書館の講堂

に於て図書館関係者と、今年度特に要請の多かった学校関係者を含めて約五十名が参加。

日程は、山口県文書館兼情報長(前館長)による「外交文書資料」県立図書館水島長、石田館長による「キリシタン資料」特殊文庫資料等県立図書館に所蔵する資料を中心に複写テキストにより解説、解説が行なわれた。二十九日には熊本大学森田教授の「近世経済史よりみた九州における「二三の問題」と題しての講演会を開催した。



昭和42年10月15日 報 会 第2号 (8)

北海道釧路市立図書館

◎構造  
鉄筋コンクリート平家建

◎建築費  
一、八八四、〇〇〇円

◎面積  
三八〇、八八〇平方メートル

◎完成  
昭和三十九年十二月二日

◎開館  
昭和四十年一月十八日

◎自動車  
やまびこ号 一台

◎特色  
動く図書館やまびこ号は定員六名、蔵書図書五〇〇冊、四〇ステーションを巡回している。月当り一五日間、やまびこ号の歌をテープで流し、マインス三〇度あるいは吹雪の中を読者の待つ農村へと努力はつづけられている。

この館外奉仕は、生活改善普及員時には保健婦等とセット指導をも行なっている。また当図書館は昭和三十九年度に文部省農村モデル図書館の指定を受け、公民館活動と表裏一体をなし、社会教育活動の重要な一環をなしている。いわゆる農村図書館のパイロットケースとして、北海道唯一の施設でもある。

熊本県立図書館別館  
(スタヂアルーム)

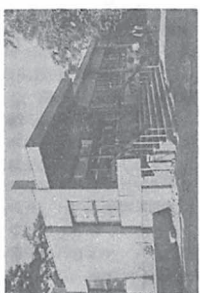
◎構造  
鉄筋コンクリート平家建

◎建築費  
一、三〇〇、〇〇〇円

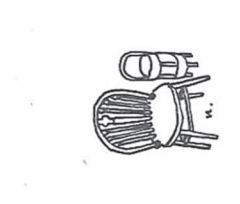
◎面積  
九二六平方メートル

◎設備  
冷暖房完備 階層二四六

◎特色  
中学高校生専用のスタヂアルームとして開放されたもので、連日超満員の利用ぶりである。一日平均四五〇名の利用に大きな支障となっていた本館第二閲覧室の中、高校生たちも



別館に移して、本館を公共図書館本のサービースにそって再編成し、ま近い将来別館を三階まで増築し、県関係の行政資料、郷土史料を中心とする資料館とするべく、将来の計画にもとずいたものである。



全国知事会における各団体  
分担金の整理について

七月二十七日付の日本教育新聞の発表によれば、全国知事会は、各種協議会、連合会など約三百団体の負担金の逐次統合を検討してきたが、このほど中止されるものも決定し、その中に全国都道府県立図書館協議会と、県立図書館協議会が含まれている。

そこで、とり急ぎ会長、事務局長が全国知事会事務局へ出向き、本協議会の性格、事業内容等を説明し、分担金を負担する団体の中に加えるよう要請した。

☆☆☆事務局から☆☆☆

◇神奈川県立図書館長川久保氏が仁県関係の行政資料、郷土史料を中心とする資料館とするべく、将来の計画にもとずいたものである。

◇尼ヶ崎市立図書館長山田栄氏が選任され、武庫川女子大学に勤務されることになりました。

◇豊島市中央公民館付図書館長吉本益弘氏が解任され新しく頼本正氏が就任されました。頼本氏は公共部会幹事に推せんされました。

◇宮城県立図書館長安根辰夫氏が教員長に就任され、新たに宮野拓也氏が館長に就任されました。

編集後記

各地方、図書館だよりを掲載したいと考えお願いしましたところ、多くの投稿をいただき誠にありがとうございました。

第二号にこころみとして、北海道の農村図書館活動の姿を掲載してみました。今後は県を隔って隔へて紹介をしてみたいと考えておりますので、ご協力の程切にお願ひ申し上げます。

なお、今後ご投稿くださる際は、原稿用紙(四百字一枚)をご使用願いたく存じます。皆様方のご指導を奮りしてまいります。

全国公立図書館長協議会



第3号 号 号  
東京都千代田区北區本町1-4  
都立日比谷図書館内  
電話 東京5020101

一年を回顧して

会長 長谷川 昇

光陰如しの歳のごとく、本会が現代社会における公立図書館の発達を期する目的をもって設立してからもう一年の歳月が過ぎた。この間、多年の懸案である行政問題解決のため三委員会を中心に研究調査を進め、会員各位の努力により遂程当初にも、わが国その成果を立派に挙げる事ができた。このことは報告を呈していただければ良くとわがかりになさると思ふ。一方、昭和四十三年度庶務補助金の獲得のために、財政難直下にもかかわらず、閣僚議員による精神的な援助を行ない、図書費増額を得たこと等、本会の設立意義を内外に示すことと出来たことは誠に喜ばしいことと思ふ。本会発足当初、将来について懸念を抱いた向も、本会に関心している

が、事業は種々いかに及ばず、組織化についても、先般実施した加入会員側へによると公立図書館の九七多を皮切りに種々本会との連携強化を断り断り進め、明るい未来を築いてきた。この発展の陰には、会員の一致した協力があったことは当然ながら、先般の人事異動で退任された多くの会員職員の長力によることこそ大であったと思ふ。心からこの紙面をかりてお礼を申し上げたい。本協議会の将来を展望するに、まだまだ多くの試練が待ち受けていることは容易に予測される。われわれは設立当初の初心を貫くため、益々の努力が要求されよう。会員諸氏の協力を切に願ひする次第である。

る研究を実施  
北日本地区担当  
司書職員の初任制度に關する研究については今年庶務留  
③ 総会について  
○ 設立総会  
昭和四十二年五月三十日  
一時三十分(午後)五時二十五分  
於東京都立日比谷図書館講堂  
設立準備委員長 長谷川 昇  
氏の経過報告について議長に  
上野 隆王(東京都立西區大塚市)  
中央の西氏を選出して議事に  
協議事項  
ア 規約について  
幹事会(十委員) 準会員  
(付則二項)についての協議  
広谷の後承認された。また、  
地区館長協議会、都道府県館  
長協議会通前および委員会通  
則が一環協議され承認された。  
イ 役員を選出、承認について  
幹事の承認の後、幹事互選に  
より正副会長を選出した。監  
事は総会で選出された。  
ウ 昭和四十二年事業計画お  
び予算案  
研究会、研究調査を承認の  
後、予算案は国庫補助額確定  
と更正することを含む承認。  
エ 感謝状の贈呈  
本協議会設立功労者に対し感  
謝状が贈られた。  
オ 決議について  
運営基本方針と将来に向つて  
の決議の承認。  
(4) 幹事会について  
○ 第一回幹事会  
昭和四十二年五月三十一日  
於東京都立日比谷図書館議室  
協議内容  
ア 昭和四十二年事業につ  
いて具体的討議が加えられた。  
イ 委員会の構成については、  
三委員会(ア、イ、ウ)の編制を  
決定し、  
ウ 連絡幹事の決定と、参加職  
(国、都、府、市、町、村)の決定を  
行った。  
○ 第二回幹事会について  
昭和四十二年五月三十一日  
於東京都立日比谷図書館議室  
協議事項  
ア 委員会制について改正案  
が審議され、調査員編成の設  
置、合同委員会開催費が改  
正された。  
イ 表彰贈答案が審議された。  
ウ 委員会制改定案が、都  
道府県立館長に決まった。  
エ 四十二年庶務費率について、  
文部省補助金額の決定につ  
いて、提案され承認された。

○ 第三回幹事会  
昭和四十二年十一月七日  
於石川県社会教育会館議室  
ア 転任にともない幹事の欠  
員補充が行なわれた。  
イ 分組金については地区代表  
者協議の結果が協議され承認  
された。  
ウ 日本実料センターの問題  
をとりわけ慎重に審議が行なわ  
れた。  
エ 全公図会計一時借入金事項  
新設を承認  
(5) 地区代表者協議  
昭和四十二年十月四日  
於大阪府国際ホテル  
地区意見をもちよって分組金化  
について協議した結果(四千十  
(職員数×五五))×二三四と  
決定した。  
(6) 会報の発行  
創刊号「第1号」を発行した。  
(7) 合同委員会  
昭和四十二年六月二十九日に開  
催事業計画と正副委員長を決定。  
(8) 国家予算の陳情  
日本図書館協会 図書館協議会

昭和四十三年定期総会次第

- 日時 昭和四十三年五月二十六日  
午前十時三十分(午後)十二時  
場所 東京都千代田区北區本町1-4  
都立日比谷図書館講堂
- 一、開会  
一、会長挨拶  
一、議長挨拶  
一、報告事項  
委員会制改正について  
分組金率率改正について  
その他
- 一、議題  
幹事会総論について  
副会長の選任報告  
昭和四十二年事業報告  
おとよみ協議報告について  
昭和四十三年事業計画  
をひきき事について  
国家予算の陳情について  
その他
- 一、感謝状の贈呈  
一、表彰状の贈呈  
一、会費投票  
一、受賞者謝辞  
一、閉会

昭和四十二年 事業報告

- 一、事業計画について  
(1) 企画調査  
○ 設立当初の事業計画(会報第一号に所載)においては、昭和四十二年に全国研究集会を開催する予定であったが、設立後日もち急激な増進がなされ、本会には無理として中止になった。  
○ 研究調査  
ア 行政問題(行政委員会)  
イ 図書館法に關する研究を実施  
北陸地区担当  
イ 図書館の振興等に關する研究を実施  
北陸地区担当  
ウ 資料センターに關する研究  
北陸地区担当  
○ 財政問題(財政委員会)  
ア 公共図書館の負担軽減に關する研究を実施  
中国地区(河内・山内)  
イ 地方交付税に關する研究を実施  
四国地区(愛媛・徳島)  
ウ 国庫補助増額に關する研究を実施  
九州地区(佐賀・大分)  
○ 職員問題(職員委員会)  
ア 司書職業務制度(審判科員)に關する研究を実施  
関東地区担当  
イ 司書職員の身分保証に關する

連合会と語に三者一体となつて昭和四十二年二月に振替書を参議院七名、衆議院十二名と、大本營、文部省提出した。陳情は、長谷川、上野、良本、西藤副会長他数名の趣意が参加された。その結果は次のとおり。

項目	増額内容	前年比増
1 読書活動の推進	図書購入費 3,065千円 350+600千円	3,065千円
2 設備費補助	同上	6,000千円
3 施設整備補助	同上	590,399千円 増額前年比 +200万円



論 資 査

昭和 4 2 年度収支決算書

4 3 . 3 . 3 1

1. 収入の部

科 目	当初予算額	修正額	予算現額	収入額	増 減	備 考
事業負担金	718,400	△ 3,100	715,300	709,400	5,900	
本年庶務負担金	626,400	△ 3,100	623,300	617,400	5,900	
臨時負担金	92,000	-	92,000	92,000	0	
国庫補助金	500,000	-	500,000	500,000	0	
雑収入	1,500	30,165	31,665	31,665	0	補正は補助金
計	1,219,900	27,065	1,246,965	1,241,065	5,900	

2. 支出の部

科 目	当初予算額	修正額	予算現額	支出額	増 減	備 考
創設費	8,500	30,000	115,000	114,500	500	創設費用
会議費	4,970	63,550	113,320	113,320	0	
総会費	17,100	63,550	80,650	80,650	0	印刷費、会議費
幹事会費	3,260	-	3,260	3,260	0	通信費
事業費	1,002,640	△ 224,242	778,398	778,398	0	
調査研究費	647,640	△ 81,042	566,598	566,598	0	委員会小委員会議費
研究報告書費	355,000	△ 143,200	211,800	211,800	0	印刷費、発送費
渉外費	40,000	16,300	56,300	56,241	59	陳情費、印刷費他
諸支出金	5,000	3,000	8,000	5,954	2,046	銀行借入金払利子
事務局費	330,000	30,000	63,000	52,753	10,247	事務局費、会報費
予備費	4,490	108,457	112,947	0	112,947	
計	1,219,900	27,065	1,246,965	1,121,166	1,25,799	

3. 繰越額

119,899 円

昭和四十三年度  
事業計画(案)

(1) 総会および幹事会  
五月 東京  
六月 東京  
十月 東京  
三月 東京  
東京 文部省 会議地

(2) 事業  
○ 全国研究集會 五月 東京  
○ 行政調査(委員会)  
ア 図書館法に関する研究  
イ 資料センター問題に関する研究  
ウ その他  
○ 財政問題(財政委員会)  
ア 地方交付税に関する研究  
ウ その他  
○ 職員問題(職員委員会)  
ア 事務養成制度に関する研究  
イ 職員身分確立に関する研究  
ウ その他

(3) 研究調査(個人またはグループ)

(4) 資料刊行  
研究調査報告書の刊行 年 四回

昭和 4 3 年度予算(案)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1. 事業負担金	907,700 円	189,300 円		
(1) 本年度負担金	901,800	275,400		
(2) 過年度負担金	-	5,900		
(3) 臨時負担金	92,000	△ 92,000		
2. 国庫補助金	500,000	0		
3. 雑収入	1,500	0		
4. 繰越金	119,899	-	119,899	
計	1,529,099	309,199		
1. 創設費	85,000	△ 85,000		
2. 会議費	63,670	49,770	13,900	
(1) 総会費	21,100	17,100	4,000	資料費、通知費、記録印刷、副金
(2) 幹事会費	4,250	3,260	990	資料費、通知費、記録印刷、副金
3. 事業費	1,013,840	1,002,640	11,200	
(1) 研究集會費	5,000	-	5,000	副金、会議費
(2) 調査研究費	676,640	647,640	29,000	○ 委員会、小委員会の旅費、資料費、調査製作費、送付、記録印刷、通信費、副金、賃金 ○ 個人、グループの研究の副金
(3) 普及費	332,200	355,000	△ 22,800	会報、研究調査報告印刷、郵送料
4. 渉外費	60,000	40,000	20,000	
5. 諸支出金	50,000	5,000	45,000	銀行借入金利子、表紙、記念品代
6. 事務局費	235,000	33,000	202,000	
(1) 事務費	85,000	33,000	52,000	旅費、副金、通知費、消耗品費 印刷費、諸費
(2) 職員費	150,000	-	150,000	職員備上 10月
7. 予備費	106,589	4,490	102,099	
計	1,529,099	1,219,900	309,199	

**全国公立図書館長協議会規約**

**第一章 総 則**  
**第一条** この会は、全国公立図書館長協議会とする。  
**第二条** この会は、全国公立図書館長をもって構成する。  
**第三条** この会の事務所は、会長が所屬する図書館内に置く。  
**第二章 目的および事業**  
**第四条** この会は、全国の公立図書館相互の連絡を密にし、図書館の管理運営に関する調査研究を行ない、図書館活動の推進をはかることを目的とする。  
**第五条** この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。  
 (一) 公立図書館に関する行政・財政上の調査研究  
 (二) 資料の収集および情報の交換  
 (三) 関係機関に対する要請  
 (四) その他目的を達成するために必要なる事業

**第三章 役員**  
**第六条** この会には、次の役員を置く。  
 (一) 会長 一名  
 (二) 副会長 三名  
 (三) 幹事 二六名  
 地区別内訳は別表のとおりとする。  
 (四) 監事 三名  
**第七条** 幹事は、第十一条に定める地区からの推薦を経て、総会で承認するものとする。  
**第八条** 会長および副会長は、幹事の互選とする。  
**第九条** 幹事は、総会において選出する。ただし、再任を妨げない。  
**第十条** 補欠による幹事の任期は、前任者の任期期間とする。  
**第十一条** 会長は、この会を代表し、会務を総理する。  
**第十二条** 副会長は、会長を補佐し、会長に代り、その職務を行なう。  
**第十三条** 幹事は、会務を総理する。  
**第十四条** 監事は、会計を監査する。  
**第十五条** この会の会議は、総会および幹事会とする。  
**第十六条** 総会は、会長が招集する。

**第二章 地区協議会**  
**第十七条** 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的を達成ならびに運営の促進をはかるものとする。  
**第十八条** 地区協議会は、別表のとおりとする。  
**第十九条** 地区協議会は、地区内公立図書館長をもって構成する。  
**第二十条** 地区協議会は、次の事業を行なう。  
 (一) 調査研究  
 (二) 資料の収集および情報の交換  
 (三) 各協議会および公立図書館との連絡協力  
 (四) その他必要なる事業  
**第二十一条** 地区協議会に次の役員を置く。  
 (一) 会長  
 (二) 副会長  
 (三) 幹事  
 (四) その他  
**第二十二条** 前項の幹事は、地区内図書館長の互選とし、会長および副会長は幹事の互選とする。  
**第二十三条** (経費)  
**第二十四条** 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。

時間	13:30	14:45	2:15	2:45	3:15	4:30
内容	開会式(ラゲーン)	行政委員会発表	財政委員会発表	職員委員会発表	全体討論	閉会

**別表**

地区名	北日本	關東	北東海	近畿
幹事数	4	6	3	4
地区名	中国	四国	九州	計
幹事数	3	3	3	26

第14条 この会の職員は、次のものをもって充てる。  
 (一) 分理金

**第二章 地区協議会**  
**第十五条** 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的を達成ならびに運営の促進をはかるものとする。  
**第十六条** 地区協議会は、別表のとおりとする。  
**第十七条** 地区協議会は、地区内公立図書館長をもって構成する。  
**第十八条** 地区協議会は、次の事業を行なう。  
 (一) 調査研究  
 (二) 資料の収集および情報の交換  
 (三) 各協議会および公立図書館との連絡協力  
 (四) その他必要なる事業  
**第十九条** 地区協議会に次の役員を置く。  
 (一) 会長  
 (二) 副会長  
 (三) 幹事  
 (四) その他  
**第二十条** 前項の幹事は、地区内図書館長の互選とし、会長および副会長は幹事の互選とする。  
**第二十一条** (経費)  
**第二十二条** 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。

**第一章 総 則**  
**第一条** この規約は、昭和四十一年五月三十日から施行する。  
**第二条** この規約は、(以下「全国協議会」といふ)現行第十一条の規定に準じ、(以下「地区協議会」といふ)および(以下「都道府県協議会」といふ)の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

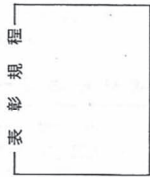
**第一章 総 則**  
**第一条** この規約は、昭和四十一年五月三十日から施行する。  
**第二条** この規約は、(以下「全国協議会」といふ)現行第十一条の規定に準じ、(以下「地区協議会」といふ)および(以下「都道府県協議会」といふ)の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

**第一章 総 則**  
**第一条** この規約は、昭和四十一年五月三十日から施行する。  
**第二条** この規約は、(以下「全国協議会」といふ)現行第十一条の規定に準じ、(以下「地区協議会」といふ)および(以下「都道府県協議会」といふ)の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

(1) 分指金  
 (2) その他の収入  
 2. 地区協議会の会計年度は、毎年四月一日始まり、翌年三月三十一日に終る。  
 第六條 地区協議会の事務局長は、会長が所属する図書館内におく。  
 (委任)  
 第七條 地区協議会は、会長、役員名簿を全国協議会の会長に送附するものとする。送附があつたときも同様とする。  
 2. 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に出すものとする。  
 第三章 都道府県協議会  
 (都道府県協議会)  
 第九條 都道府県協議会は、全国協議会および地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに連絡の促進をはかる。  
 2. 都道府県協議会は、都道府県内公立図書館長をもって構成する。  
 (運用)  
 第九條 第三條から第七條までの規定は、都道府県協議会に準用する。  
 付 則  
 この通則は、昭和四十二年五月二十日から施行する。

別表

地区別	協 議 会 名	都 道 府 県 名
北 日 本	北海道	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東 関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	
東 海	新潟、山梨、長野、静岡	
北 陸	富山、石川、福井、岐阜	
近 畿	滋賀、愛知、三重	京都、大阪、兵庫
中 国	奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島	
四 国	徳島、香川、愛媛、高知	福岡、熊本



(目 的)  
 第一條 この規程は、全国公立図書館協議会あるいは、公立図書館の事業に尽力しその功労顕著な委員および公立図書館関係者の表彰に資することを目的とする。

第一條 表彰の対象は、(表彰の対象)  
 第一條 本会の会員から推せんされ、次に各名号の後に記号するものと認められるときは、幹事会の議を経て、これを表彰する。  
 (1) 会員で、特に本会に功勞のあつた者。  
 (2) 会員として、永年図書館の事務に従事し、功勞のあつた者。  
 (3) その他、特に表彰することと認められた者。  
 (表彰の方法)  
 第二條 表彰は、表彰状(贈呈書)をもって行なふ。幹事会で必要と認められたときは、あつては、贈呈書、贈与することができる。  
 2. 表彰の方法、期間、および記念品については、幹事会で決定する。  
 3. 次に表彰された者であつても、その後第二條の他の項目に該当するにたいしたときは、更に表彰することができる。  
 (経 費)  
 第四條 表彰に要する経費は、本会の会費をもってこれを充てる。  
 付 則  
 この規程は、昭和四十二年六月二十九日から施行し、本会が設定したときから適用する。

委員 会 通 則

(委員 会)  
 第一條 全国公立図書館協議会(以下全国協議会という。)  
 規約第十二條に規定する委員会は、次のとおりとする。  
 (1) 行政委員会  
 (2) 財政委員会  
 (3) 職員委員会  
 (4) その他必要と認めらるる委員会(任意)  
 第二條 委員会は、幹事会と密接な連絡をもち、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果を幹事会へ報告する。  
 (構成)  
 第三條 委員会は、各都道府県から選出された二名の委員をもって構成する。ただし、幹事選出県は幹事をあてる。  
 2. 委員は、第一條に定めるいづれかの委員会に所属する。  
 (委員 長 等)  
 第四條 委員会に委員の互選で委員長および副委員長一名おく。  
 2. 委員長は、委員会を統轄する。  
 3. 委員長は、委員長を補佐し、委員長専成あるときは、委員長の職務を代行する。  
 4. 委員は、委員会に出席するほか、

委員会に関する調査研究に出る。  
 (集 会)  
 第五條 委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が招集する。委員会は、合同して委員会をひらくことができる。  
 (小 委 員 会)  
 第六條 委員会は必要と認めるときは、小委員会をおくことができる。  
 2. 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。  
 3. 小委員会の委員は委員会の委員のうちから委員会が推せんする若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。  
 4. 小委員会の委員長および委員は、委員会の委員長が承認し、これを全国協議会の会長に報告する。  
 (調 査 員)  
 第七條 委員会もしくは、小委員会に調査員をおくことができる。  
 2. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その結果を委員会もしくは、小委員会へ報告する。  
 3. 調査員は、委員会もしくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。  
 (委員 会 事 務 局)

第九條 委員会および小委員会の事務局は、それぞれ委員長が所属する図書館内におく。  
 付 則  
 この通則は、昭和四十二年五月二十日から施行する。  
 付 則  
 この通則は、昭和四十二年六月二十九日から施行する。  
 (分 担 金 規 程)  
 第一條 分担金は、都道府県を単位とし、都道府県の基本金四〇〇〇円に、当該都道府県内の図書館数(日本の図書館六十六年版による)に一〇〇円を乗じた額を加へ、これに一、三四を乗じた額とする。  
 2. 前項の規定により算出した都道府県分担金は、別表のとおりとする。  
 (納 入 方 法)  
 第二條 分担金は、都道府県立図書館長が当該都道府県分担金を一括して納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。  
 (納 入 期 日)  
 第三條 分担金は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

付 則  
 この規定は、昭和四十二年五月二十日から施行する。  
 付 則  
 この規定は、昭和四十三年三月十六日から施行する。

分 担 金

果 名	果 名	負 担 額	負 担 額
北海道	三	28,500	12,500
青森	滋	14,900	9,000
岩手	京	13,800	20,200
宮城	阪	15,500	50,500
秋 田	大	15,500	24,000
山 形	氏	15,700	10,500
福 島	康	14,500	1,090
茨 城	取	13,800	10,900
栃 木	島	12,200	1,010
群 馬	岡	19,200	19,600
群 馬	山	23,000	18,200
千 葉	島	18,200	22,900
東 京	山	108,100	10,700
神 奈 川	都	39,500	12,300
新 潟	香	19,700	13,900
富 士 宮	愛	21,000	12,500
山 梨	高	15,000	28,800
石 川	福	15,000	1,220
福 井	在	9,400	1,300
長 野	長	12,700	1,450
山 梨	熊	17,800	1,420
群 馬	大	13,900	1,270
京 都	宮	19,400	1,270
大 阪	鹿	38,700	1,770
愛 知	計	901,800	



加入会員内訳

Table with columns: 都道府県名, 都道府県, 市, 区, 町, 村, その他, 計, 42.5月調. Rows include various prefectures like 北海道, 青森県, etc.

加入率 97.5%

地区協議会活動
愛知県公立図書館長
協議会発足
愛知県においては、従来愛知県公立図書館長会(昭和三十一年二月六日発足)が中心となつて、このたび、全国公立図書館長協議会の発足とともに、愛知県協議会も設立して、研究活動を行つて来た。

兵庫県の活動
(1)神戸市立図書館、兵庫県立図書館協議会、アメリカ文化センターの主催により「アトピー症研究会」を開催した。
(2)兵庫県図書館協議会主催の研究集会が三と五日、神戸と姫路の各二日、三と五日、熱心な研究が展開された。

新潟県公共図書館の動静
(1)「市には図書館を」
(2)公共図書館計画の策定
(3)新築予定による蔵書庫の推進

四国地区公共図書館連絡協議会
(1)四国公共図書館の発行
(2)四国地区読書推進調査の実施

愛知県の最大単位の図書館として、家庭に巡回するところに特色がある。
(1)昭和四十二年度研究集会
(2)協議調査

昭和四十二年八月一日、図書館員の目標を定め、よりよい運営に努めたいと、協議会資料で特色のある(前)日本近代学館を見学調査した。



図書館便り

鳥取立図書館

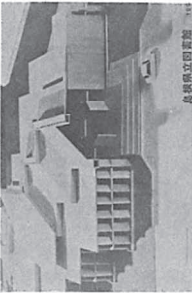
「竣工」

鳥取立図書館は、昭和二十一年十二月、松江市立図書館が県に移譲されて設置されたものであるが、以来、今日まで二十有余年、移築改築されたいわばベラック種の図書館であった。これがため参加者からは、孝節、鉄筋を建物を立て全国一と定評されたものである。

このような状態であったため、一刻も早く近代図書館をとの念願から、やと四十二年に建築設計画が打ち出され、四十二年度着工というそれは長い間の宿願が、いま果されようとしてゐる。以下その建築状況を紹介します。

建築位置は、県庁周辺整備委員会によって決定され、県庁西側広地、藩政時代のお花畑に鉄筋二階建、延敷地面積三千平方メートルの図書館を建設する。設計は、東京の菊竹清訓設計事務所に委託し、工事は岡竹中工務店である。設計の概要はL字型の基本的形態をもとに、縦（松江城を背にしている）の見える北側を開放的な閲覧部に、その厨の要の部分、つまり中心部のところに管理部門を設ける

という基本的システムの上に設計されている。



建設現場

完成模型

- 主要設備内容
一階
○書庫 二四七、三三㎡
○集書室 八九、二八㎡
○学生室 二二九、三三㎡
○荷どき室(読書) 二二、九六㎡
○集書室 二二、四六㎡
○小中学生室 二六七、四八㎡
○視聴講堂 一五〇、六七㎡
○機械室等 二六七、三二㎡
二階
○一般閲覧室 二二九、三三㎡
○産業郷土資料室 二六七、四八㎡
○開架集書室 二二、三三㎡
○プラクティンコートナール 一〇二、九二㎡
○スタッフルーム 一九、四四㎡
○会議室 四三、二二㎡
○部長室 一九、四四㎡
○事務室 三三、四六㎡

○職員
総数二十七名の職員で(現在定数十四名)運営することになる。

○開館予定
昭和四十三年十月

神戸市立図書館
—王子分館誕生—
神戸市のや、東よりの地域原田の森に、明治二十二年アメリカ南部メソヂスト教会ランバース総領によって関西学院が創設された。同学院は現在

在四甲市移つてゐる。戦後同学院のチャペルは神戸市の博物館となつたが、諸館の建費から神戸アメリカ文化センターとして供用されてゐた。昨年、同文化センターが閉鎖されたことになり、センターの図書、レコードその他物品類が神戸市に譲渡されるよう努力し、昨年十月十七日新しく王子分館として誕生した。

東京新設立芝田立図書館

—一区に四つの独立館—
都内の動脈といわれる環状七号線から少し奥まったところに、意外と思われる程閑静な一角がある。そこに杉並区新四番目の図書館が誕生した。独立館を四館以上持つ区は、足立、江戸川とこの杉並である。これは議会や行政当局の社会教育(図書館行政)に関する理解もさることながら、区民の文化施設についての強い要望と協力があつたことと考へてゐる。まだまだ住民に満足されるものとはいえないが、近い将来、館数、資料等で都内いや日本随一を誇

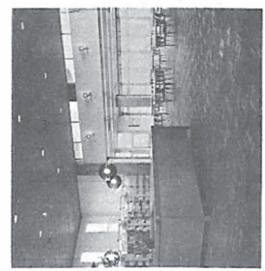
れ、今日、近づく。

市立図書館建築竣工

四十二年六月から建設にかかつてゐた新館も、十二月十日に竣工。さる一月二十五日開館式が盛大に挙行された。建物の概要は次のとおり

- 場所 長野県松本市開智
二丁目六番二十三号
○構造 鉄筋コンクリート
○階数 二階建(二部二階)
○延床面積 一、四八九、八四九㎡
○総工費 一億四九二万二千元(国庫補助五〇〇万円)
○配置 風暖房設備、空気を調和設備、放送設備

○おもな施設
成人閲覧室 六九席



- 学生室 一〇八席
児童室 三〇〇席
書庫(スチール製複層式三層) 二二二、四五㎡
巡回書庫 一〇三、四四㎡
試験室 二二、〇〇㎡
製本印刷室 二二、〇〇㎡
○北海道 札幌市立 岩間 新
小樽市立 岩間 池田 新
○青森県 青森市立 横山 武夫
山形県 山形市立 佐藤 信保
宮城県 仙台市立 佐藤 信保
宮城県 仙台市立 佐藤 信保
仙台市民 佐藤 信保
茨城県 水戸市立 佐藤 信保
群馬県 高崎市立 佐藤 信保
前橋市立 佐藤 信保
山梨県 山梨市立 佐藤 信保
富士吉田市立 佐藤 信保
千葉県 千葉市立 佐藤 信保
長野県 長野市立 佐藤 信保
市立岡谷 今井 六郎
石川県 石川市立 佐藤 信保
石川県 市村 新

- 七尾市立 佐藤 信保
小松市立 佐藤 信保
○福井県 福井市立 佐藤 信保
武生市立 佐藤 信保
○岐阜県 岐阜市立 佐藤 信保
立山町立 佐藤 信保
朝日町立 佐藤 信保
井浜町立 佐藤 信保
岐阜県 岐阜市立 佐藤 信保
大垣市立 佐藤 信保
○静岡県 静岡市立 佐藤 信保
文化会館 佐藤 信保
○大阪府 大阪市立 佐藤 信保
○奈良県 奈良市立 佐藤 信保
○鳥取県 鳥取市立 佐藤 信保
鳥取県 鳥取市立 佐藤 信保
浜田市立 佐藤 信保
○岡山県 岡山市立 佐藤 信保
県総合文化センター 佐藤 信保
倉敷市立 佐藤 信保
井原市立 佐藤 信保
○香川県 高松市立 佐藤 信保
高松市立 佐藤 信保
○愛媛県 愛媛市立 佐藤 信保

- 愛媛県立 佐藤 信保
新居市立 佐藤 信保
○佐賀県 佐賀市立 佐藤 信保
○東京都 港区三田 佐藤 信保
赤坂 佐藤 信保
北区北 佐藤 信保
大田区 佐藤 信保
杉並区 佐藤 信保
練馬区立 佐藤 信保
豊田県 豊田市立 佐藤 信保
足立区 佐藤 信保
町田市立 佐藤 信保

編集後記

四十二年度中に発行の予定でしたが、定期総会等の資料をまとめて、「総会特集」といたしました。各地区、図書館から原稿を早々といたいておきながら発行が遅れたことをおわびいたします。また、今回は「こゝに図書館がある」を休ませていただき、四四号に北日本地区と予定しています。



第 4 号 (事務局) 東京都千代田区北谷四丁目4番地 電話 東京(502)0101

昭和四十三年度 全国公立図書館長協議会総会

会議録抄(要旨)

日時 昭和四十三年五月二十八日 十一時三十分~三時 場所 都立日比谷図書館講堂

一 会長挨拶 設立二周年を以て、市町村立とまで浸透したことは回覧にたえない。一番問題となった図書館協会の関係も大変であったことがわか、行政、財政、職員各委員会は各々の調査研究の推進を図る。一年間多岐多難な仕事を果たして来たが、これまでの成果を見ると不安は消滅し、しかし、これまでの基礎的段階を経て、順次発展させることになった。

議長選出には、神奈川県立川崎図書館長野村氏、副議長に文京区立箱根図書館長荒井氏に決定。

二 報告事項

(一) 委員会通則改正について 本会規約第十二条第二項が六月二十五日第二回幹事会において改正された(規約第十七条による) (二) 分相金規程の改正について 第二回幹事会において事務局より事務費不足のため、また国からの補助金交付は二〇〇万円の事業費が不足となり、これら充足させるために規程を提案した。それに基づき地区で検討の結果、基本金四〇〇〇円

十(職員数×一〇〇)これに一、三、四を乗じることになり、石川県での幹事会了承された。(以上会報三号を参照)

三 感謝状、表彰状の贈呈について

本会発展に功労のあった転退職館長に感謝状を贈ることになっている。表彰は規程に基づき、事務局から照会し推せんしてもらった。その後、転退職した人があったので、幹事会において内規で基準をつくることになり、本日の幹事会にはかり決定された。本年動続については十年以上で五月以前にさかのぼり通算するが、今回は現職館長はその後考え、本会創立以前に退職された人を表彰する。職員は通算二十年以上と云う内規だが、内規は本年限り、来年これに書き添えて決定することになった。しかし館長歴十年以上と云う基準を今後白紙にする考えはない。これについて了承された。

四 表彰式

本会設立に尽くされたことを会員共々、皆様に心から感謝しお慶び申し上げます。本年動続の方々には、基礎固めに

つくされたことに敬意を表す。今後新しい観点から、多年の経験を生かし審判されることを願ひし、お祝の言葉に交えたい。

五 敬慕者答辞

- 前沖津川立図書館長成瀬氏 一年前開設の四休図書館界の現状を考慮、多年にわたる成瀬世論を背景として本格的な転出。私共図書部長の職にあって新しい団体発展に従事して来た。このことが館長の亮度に寄与するものと、今後の会員各位の手順、努力、協力がこれを決定づける。 今回感謝状を授けられたため、あるが折りにふれ当時は思いだした。粗評であるが、おれ、言葉として、 敬慕者答辞者(五十名順) 新市村(前石川公立館長) 十三委員(五十名順) 西藤貞太郎(前山形公立館長) 佐藤信保(前山形公立館長) 永田政幸(前岐阜公立館長) 成瀬隆義(前津山公立館長) 西本真一(前鳥取公立館長) 敬慕者答辞者(五十名順) 池上 照(上伊勢) 市村 新(五川公立中央館長) 小野島泰雄(前熊谷公立)

川会長については六月末退職予定なので、後任幹事は国庫プロジェクトから推せんされた幹事を幹事会で承認することをも、後任幹事に代わることになり、決定。 (一) 幹事について 赤井氏が幹事に推薦されたので、監事に菅原氏(和歌山県立)に決定。 (二) 副会長選任について 副会長候補は、佐藤氏(佐賀県立)と菅原氏(和歌山県立)の二名で、市立代表と云う趣旨で幹事に上る。 (三) 昭和四十二年事業報告、決算報告 昭和四十二年事業報告、決算報告に予備として、四十二年事業報告、決算報告については、会報第三号を参照。 (四) 収支決算について 収入額五九〇〇〇円の減は未納区分による。繰入金増は全国図書館協議会連合会より全国図立の補助金三三〇万円、また、一六六五円は、三三〇万円、一六六五円は、支出の部は主として創設費は創設にのみ必要としたものである。調査部は、行政委員会五二二、〇〇〇円、財政委員会二二六、三三八〇円、職員委員会五二二、六五八円で、予備費は全額不要額とした。 (五) 監査報告 佐藤氏(佐賀県立)監査結果を報告。昭和四十二年全国図書館

幹事会承認を経て総会承認、又各々い地区で後任を推薦し、幹事会の承認を経て、親約に基き総会に提出承認された。構成は次のとおり(敬称略) 地区 幹事名 北 日本 未定 43・8・2付 八坂夫夫(山形県立) 関 東 菱田忠義(千葉県立) 東 海・北 陸 任田秀雄(石川県立) 近 畿 赤井千登(神戸市立) 相馬利雄(京都府立) 三木 豊(大阪府立) 中 国 加藤 豊(広島県立) 野村 謙次(鳥取県立) 北 日本については、地区推薦後、幹事会承認を経て総会承認、又各

幹事会承認を経て総会承認、又各々い地区で後任を推薦し、幹事会の承認を経て、親約に基き総会に提出承認された。構成は次のとおり(敬称略) 地区 幹事名 北 日本 未定 43・8・2付 八坂夫夫(山形県立) 関 東 菱田忠義(千葉県立) 東 海・北 陸 任田秀雄(石川県立) 近 畿 赤井千登(神戸市立) 相馬利雄(京都府立) 三木 豊(大阪府立) 中 国 加藤 豊(広島県立) 野村 謙次(鳥取県立) 北 日本については、地区推薦後、幹事会承認を経て総会承認、又各

金額を補助する意向で提出した。 (六) 予算について(会報第三号参照) 負担金は新分相金算出法により決めた。前年度は補助金に見合うよう臨時徴収したが、今年度は必要ない。支出のうち会議費は記録調査資料の増額である。事業費は謝金準備を増額。個人・グループ研究は五分分をあてる。会報は国庫補助対象としてはつきりさせるため書及費とした。銀行借入については、事業運営の必要上二〇万円程度を二年借入した。このため支払利息を見込んだ。事務局費は正職員補助としてアルバイト職員を削減した。予備費は繰越金の大部分を充当した。 以上の事業計画案、予算案説明に對して、事業計画推進の四十二年度、基本方針、研究集会の時期及び場所、個人・グループ研究の詳細等の質問が出された。 これらについては、三委員会引き続き向テーマを取取り、財政委員会の前年度の調査の主任となったのは中国アロツクだが、本年度は生國に実施する必要がある。充実した調査資料を得たいと考える。行政問題については、法改正について各方面の資料を収集し、各委員会検討資料をにらみ合わせながら引続き実施する。職員問題は同書制度を待遇上のアンバランス、身分確立の点か

ら検討すべきである。国にも調査資料は多く手をつけていない。これについては日比谷図書館の立場をテストケースとして取組んだ。これらを資料として各界の状況を集積し、身分確立、制度化について前年及ばなかつたところを取組む。前年度の調査結果を予算獲得等に反映させるたうにしたい。考え方としてはこれまでの資料を裏付けとして前向きに大蔵省にあたっていきたい。

研究集会等については東京が出張し易いこと、日比谷図書館が場所として適当だと思っている。

個人・グループ研究については、行政に限定するが、このことが決定されれば追って詳細をききたい。

このほか委員会の構成について質問があった。

これに対する事務局回答は、委員会活動は各ブロックで分理することになっている。都道府県立から一名で、幹事選出からは幹事が委員になれるが、この一名と云うのは都道府県立館長と決まっていたわけは無い。また調査員制度については専門的に研究している職員の協力を得る必要があるときはこれを調査員と云う事務局より概略説明、大中兼得にもらおう。会の性格上はつまり出さないういが頼みである方々の意見を汲み上げ

る姿勢であることとを解された。委員会の構成については、具体的に云うと行政には大阪市立、姫路市立、職員委員は東京、東北で選出、構成員は日立、桐生、市川、新津、駒ヶ野、小田原が入っている。この事実から見ても東立だけで構成したのではないことを了解された。

これら調査のほかに全国図書の会員についての質問も出された。

設立の目的は公共立の図書館に始まり私立の加入の問題をめぐらさない理由で入るものもなないだろりし、入れる必要もなしと云うことだ。しかし、地方自治体職員がこれを形態であって、県段階で公共部会に調査員取組むなら、地方自治体加入公共部会に加入後職員もなっている。このような事情で最終的にこれを加入しないといけない加入してもらう。今全国では職員委員であり、参加すると云うことで認めてきた。今後職員制の加入を呼びかける態度はとらない。

以上の調査結果がなされた結果、原案通り協議なしとして認められた。

(4) 国憲予算集積について

事務局より概略説明、大中兼得についていかに進めるかを二昨年来から問題にし、国の方針決定後集積請

願しても無理がない、それより以前に会として、既定の傍ら、新規調査員申し込んできてはどうかという事になった。委員会が検討されてきた事項をもち、六月中旬までに各都道府県、正副会長と主任に交渉する機会を持ちたい。それには「研究調査管理費(昭和四十二年度)」にある通り、財政委員会において専門的調査費として予算を別に要求していく。従来のように概念的に要求するのではなく、裏付け資料が必須と云うことで、今回は貴重資料が作成された。

以下調査項目

- 増設調査費が2つあった。これを地方財政のみ頼るのではなく、このような調査を基礎に要求していきたい。
- 図書館近代化促進について、マイクログラフの有無等現状の数字が出ているのでこれを資料とする。
- 図書館について、現実の数字をあけて交渉する。
- 海外図書館について、調査した結果50%近くが最低基準に満たない。町村財政のみ頼るのではなく、国が積極的姿勢を示すよう要求する。
- 新館設置促進について、現在補助されているが、今後重点を絞っていく方法を考えたい。どのように変え

るか。それはモデル県を指定し、調査によって整備状況、相互協力、資料数などを調査して補助金の枠をつくるよう提案していきたい。

○図書館職員の現職教育について、日本図書館協会との問題もあるが、運営管理を担当する館長として、職員研修の項目があってもよいなど、学大会のとき提案された。これをもっていく。

○設備補助金の適正配分と内示を早めたなどの要望もあり、年度末ではとられてしまふという苦い経験もあるので、このことについて要求していきたい。

○市町村立図書館重要事項は「調査研究報告書」の通りである。これらの要望を資料の裏付けによって実現をはかしていきたい。

この概略説明については、細目決定と概情方法は幹事会で進めていくことに決定した。

(4) 副会長の選任について

市立図書館からの幹事で、飯野の謝果、大阪市立三木氏が推薦されたが、本人の返答は未だもらっていない。



昭和四十三年度  
全 国 研 究 集 会

( 要 旨 )

長谷川会長より  
午前引続き、三委員会が一年にわたり研究した資料をもとに集会を開催するので終始有義に進めてもらいたいとの開会の挨拶があり、ついで  
館長選出を行ない、市川市立図書館長山岡氏が選出された。

一 行政問題について、長館長(大阪府立)  
東海北陸、近畿圏ブロックで担当各府県より一名づつという規定により各々委員がきまつた。(報告書一頁参照)

問題は幹事会で法改正、振興方策文書館に関する研究ということに決まつた。文書館については学術会議の委嘱により別の研究会が、それとがあつたので、本委員会としてはとりあえず、法改正、振興方策にとりくむことになつた。委員会を二つに分け、近畿が図書館法、東海北陸が振興方策と分担することになつた。

法改正については四回、振興方策については二回の委員会が開催された。

法改正について  
日本図書館協会では、二十八年以来、法改正委員会が、草案まで作つて審議した経過がある。このような認識のもとで具体的に取組んだわけだが、問題点の集積が必要となり更に深く検討する方向にもつていくことになり、四十三年度は組織の方法等を検討することになつた。(調査研究報告書一七―一九頁)

二 財政問題について、竹内館長(岡山県立総合文化センター)  
四月に就任されたばかりで、しかも委員長、副委員長も欠員となつて、報告書により説明がなされた。(調査研究報告書三二―三五頁)

三 職員問題について、上道館長(千葉県立)  
司書養成制度が不充分であること

から、講習科目の改善を願上げた。同時に女性採用でも着手したのでこれに反映させる必要があつた。

調査報告書に文書館に提出しようとして、中間でまよつた。

この問題も十数年来のことと、これを進めようという上、何回か決断がなされている。(調査研究報告書二二―二四頁)

文部省でも参考にしようとするとして、私が近畿連合委員の一人であつたので、委員の形で口頭で述べた。委員会の結果を発表しない方針だったが、実際には意見が出てしまつた。当初は大変な意気込みであつたが、文書館で法改正にからむことは実現困難と云うことで改正しないとなつた。これを考えてほしいこととなつた。調査員が問題となつた。最終的に考えられるものを三八単位、が九単位であつた。四十二年三月二十九日、委員五名でこれを議した。然して各都府の案で科目編成が行なわれていた。本なし、図書館法に基いて同業者養成の公共のことは、かりは入れられていない。そこには公共図書館に必要なのが欠けてしまつた。公務員としての理念の必要性も感じあつたが入れられなかつた。待遇の裏付けとしても現状ではどうにもならない。医業や裁判官と同

格にもつていかねばならない。

このあと質疑に入つた。

行政委員会に対し「研究報告書」一七頁の問題点について討議したかどうか、また社会教育の概念規定をどうしたか。

問題をまとめめることに中心を置いた。是非については論議していない。

社会教育の定義については、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律とも関連して種々あるが、一般に法では広く考えている。社会教育法に社会教育機関であるとなつては、現在の情報資料提供等新しい内容を律しきれぬかどうか疑問だ。むしろしいが問題点として取り上げていくことになつた。

地方交付税について(竹内館長)  
市町村の実態が高くないので他にまわされたときいている。

補助金についても1/4以内の定額を1/2に引上げるというが、実情はメニュー方式のため、四十一年度は最低基準に達している館に補助があつたが、四十二年度は1/4の1/10しかなく、予算に組むことすら困難であつた。

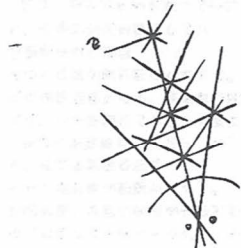
実情をもつと知って欲しいものだ。巡回文庫購入も設備補助に含まれる1/4の1/5になるかどうかはわから

ない。  
個々に交渉しても無駄なので、館長協議会でまとめて要望してほしい。  
その点について会長から説明。  
会長になった年の暮に大蔵省へ陳情にいくということだったが、少額のものについて全国から集ってやるのは益がない。予算要求にあたっては、委員会でも調査し現状分析を行ない、法規に照らし、悲観的なものを資料としてまとめ、方針をきめて打合せることになった。六月早々にも正副会長、役員会で打つめて折衝に入る。

### 会長の辞任について

本会々長でありました長谷川氏は昭和四十三年七月四日付で都立日比谷図書館長を退職されたのに伴い、会長の職を辞職されました。  
これにより現期第七条第二項の規定に従い、副会長合議の上で会長の職務を上野副会長（埼玉県立図書館長）が代行することになりました。

また司書講習については、幹事会の際に林館長と森館長とを説明があった。講習科目改善については前記の通りだが、文部省では四月一日から実施する旨の決定がなされてしまった。私立八校（大倉、桃山、愛国、信友、東洋、鶴見、別府）に委託しているが、この他に図書館短大で体系的な研修をすることとなった。



### 文部省との折衝について

一 昭和四十三年度文部省予算公立図書館施設整備費の内示について  
八月二十七日文部省で内示した施設整備費補助金交付先は次の通りである。

県名	施設名	種別	県名	施設名	種別
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立
富山	富山県立	公立	茨城	茨城県立	公立

二 昭和四十三年度予算の原状について  
六月二十日開催の幹事会において要望事項を決定。  
六月二十二日「要望書」(別記)を、木田社会教育局長、今村審議官、林部社会教育課長へ、会長、副会長より提出。要望のうえ関係事項について懇談した。この際、林部課長から教育事項の順位をつけること、次のようだと意向が述べられた。  
①最低基準に達するまでの行政措置  
②望ましい基準に達するまでの行政措置

措置  
③図書館近代化のための設備整備  
八月二十七日文部省林部社会教育課長上野副会長、河内事務局長が文部省四十三年度予算編成状況を打診した。その結果、概算では、  
①施設整備費補助 要求一億二千万円、前年度増六千四百万円、大型館千五百万円、二千万円  
②設備整備費補助 要求三千八百万円、前年度千八百万円増、内訳設備費補助二千七百万円、未整備図書館への補助千百万円  
③読書活動の推進(グループ活動の育成) 一県七十五万円(現在二十万円)  
三 望ましい基準について  
昨年社会教育審議会よりこの基準の報告が出され、その後そのままになっていたが、近いうちに局長通達として公布したいとの意向である。  
四 図書館短大、司書講習について  
七月から図書館短大の司書講習はじまったが予定人員二一三〇名のところ受講者五〇〇名となった由である。

### 公立図書館の行財政に関する要望

この要望は本会設立後、一年間の研究成果をもとに昭和四十三年六月二十二日に文部省木田社会教育局長に提出したものである。  
初年度で研究は公立図書館における行財政面の問題点の分析に主眼がふられたことと時間的制約のため、あつた面もあるが、少なくとも本会の図立図書館奨励のための積極的な意図を汲まれ、文部省の今後の図書館行財政の推進をはかられた。

一 昭和四十三年度国家予算の編成についての要望  
(一)施設費の補助について  
①新築費の補助について  
ア、小・中規模の図書館数の増が全国においては、公立図書館は都道府県および大都市にはおおむね設置されているが、弱小の市では未設置のところも相当数あり、町村にいたってはその約一割が設置されているに過ぎない。このため、全国の地方公共団体は約三〇〇あるにもかかわらず、公立図書館数は分府も含めても七七六館という現状である。

そこで弱小の市および町村における図書館設置を促進するため、小中規模図書館の補助対象館を大中に増やすよう補助費を増額された。  
イ、現行補助額の増額  
現行の補助額は大型館で一五〇〇万円、小中規模にいたっては数百万円からこの額を更に増額された。  
(2)増設費の補助  
ア、市町村立図書館について  
町村合併後にも、新しく中心は旧町村時代に設置されたままの老朽築造図書館が少なくない。また、町村にも同様な図書館がある。これらも市町村では、新築には補助されないまでもある種既設の増設費を安売し、たいという意図が芽生えている。これら市町村に設置した図書館の増設費を促進するため、増設費の補助を行なわれた。  
イ、都道府県 指定都立図書館等について  
都道府県や指定都立等の図書館でも次第に書庫増設等によりつつあり、更には資料館あるいは図書館などの機能を果たすべく必要

要件も可視されつつあるため、これらの増設費も補助対象とされたい。  
ハ、補助率について  
増設費に対する補助はその内容から定率補助を以てを要する。  
(3)設備費の補助について  
①図書館員事務費の削減について  
いくらか削減は別として、公立図書館の職員図書館員等の整備状況は望ましいものではない。図書館の「かな」による業務に對する補助を次より改善されたい。  
ア、図書館員増について  
補助率を引上げ  
現状に於ては現行の補助率六〇〇日七〇日に引上げられた。  
ハ、補助率の引上げ  
一般図書館については、現行一〇以内を、一〇以内とされること。農村図書館については現行の一〇以内を、一〇以内とされること。  
イ、非課外資料について  
現在補助対象から除外されている児童書資料および新聞雑誌等の定期刊行物整備に對しても、助成措置を講ぜられたい。  
(2)自動車文庫整備費補助について  
ア、補助率の引上げ  
現行の一〇以内を、一〇以内と引上げられること。  
イ、市町村における小型配本車につ

いて  
現行の自動車文庫の補助対象車はいわゆるアックモビルであるが、現行市町村における図書館活動に必要なとされる小型巡回配本車(一台三〇万、五〇万円程度)の設備についても助成措置を講ぜられたい。  
(3)読書普及活動の推進  
読書普及活動の推進については、より積極的に充実するようその措置を講ぜられたい。  
ア、補助対象について  
この補助対象は現行では、都道府県に限定されている。現在市町村においても巡回文庫の活動が活発に行なわれつつある。従って、この対象を市町村にまで拡大され、また補助額の増額をはかられた。  
イ、へき地、島し、等の文庫  
〇 勤労青少年文庫  
〇 読書グループの育成  
以上のようない読書普及活動についても配慮されたい。  
(4)図書館近代化のための設備費の補助について  
公立図書館は時代に即応し、迅速に能率的に業務を処理するため、新しい設備を必要としている。これらの設備費を補助対象とされたい。  
ア、補助率について  
一〇とされること。

1. 設備名  
マイク設置一式、電子複写機  
写真複写機、資料、タイプライタ  
等、消音機、展示用備、製本機、線  
等、
- (四) 相互協力の助成措置  
県内に於ける公立図書館間の相互  
協力の推進し、その限られた施設、  
設備の効率的な活用をはかるため、  
相互提供、総合目録の作成等が必要  
である。このような相互協力推進の  
ための助成措置を講ぜられたい。
- (五) 図書館活動のモデル県の指定と調  
査費について  
図書館活動調査のためのモデ  
ル県を指定し、その
- 図書館活動状況
  - 読書普及活動状況
  - 相互協力の現状
  - 図書館未読読公共団体の現状
  - その他
- を調査し総合的見地から図書館振興  
に対する問題点を抽出し不備な面に  
ついての今後の図書館行政の推進の  
ための調査を実施されたい。
- 二 今後の公立図書館の行政につ  
いての要望
- (一) 最低基準に達するまでの行政措置  
について
- (1) 図書館新設にあたり、基準に達す  
るまでの公共団体における予算措置

がとれないため図書補助の交付の契  
機が得られないケースがある。どの  
ような規模の図書館でも新設の場合  
はすべて、補助対象となるよう措置  
されたい。

(2) 現在各市町村立図書館の中には最低  
基準に達していない館が相当数ある。  
従って、年度計画によるこの基準に  
達するまでの行政措置を講ぜられたい。

(三) 設備費補助金の適正配分と内示時  
期の繰上げ  
地方公共団体内における公立図書  
館の財政措置を順調に進めたいので  
設備費の配分の基準を明示されると  
ともに、その内示時期を繰上げられ  
たい。

(四) 図書館職員の現職教育について  
現在文部省では図書館職員につい  
て社会教育研修所で研修を実施され  
ているが、これとは別個に県または  
アソクを単位とする現職教育の制  
度を設けられたい。

(五) 図書資料の保存について  
公立図書館の振興発展のため速や  
かに望ましい基準を公布されるよう  
要望する。

(六) 図書館関係 印刷・複製の設置  
文部省に直接図書館行政を掌る組  
織、即ち課もしくは係を早速に設置  
せられたい。

負担金について

- 一 これまで  
全国知事会事務局では、全公団が  
設立前もなにかかわらず、図書  
館の行政問題の推進について、積  
極的に活動していることを認り、全  
国知事会の財政部長 懇談会（負担  
金突出団体として認められるよう申  
入れてきた。
- 六月二十三日のナとして世話人財  
政部長会が結論が放送された。その  
内容は次のとおりである。
- 二 六月五日世話人財部長会の結論  
(一) 處理の主旨  
○財政支出負担の軽減を主目的では  
ない。  
○財政の姿を正そうということであ  
る。
- (二) 處理の方針  
○今回の検討は、昭和四十四年度、  
負担金を考慮して繰入れられること  
はない。  
○今回は、先ず法令外負担について  
一応整理する。
- (三) 協議の内容  
○対象団体について  
検討対象三三九（全团的でないも  
のを除く）  
○その団体一〇〇  
○残った団体についても、今後負担

額等更に検討される。  
○は、先ず本団体では負担金として  
ではなく、その総数会費の形で処理  
することから委員の目標もある。本  
○知事会決定の拘束力について  
法的な拘束力はないが、世話人会  
では互いにこの申合せは堅持して行  
こうという事になる。  
三 全国知事会の今後の構想  
○七月二十五日の知事会において世  
話人財部長会の報告がなされ、検討さ  
れることになってはいたが、当日は時  
間もなかつたこと、重要な問題であ  
ることなどにより話し合は行われず  
資料が持ち帰られた。  
○次回知事会は十月中旬以降開催予  
定、これが一応決定される。  
○なお世話人財部長会では、今後も財  
政小委員会（世話人財政課長のうち  
アソク代表七名）で今後も全般的  
に検討するよう指示された。  
○しかしながら、は、先ず本団体でも  
も、負担金を考慮して繰入れられること  
もない、事務局の言であったこと、  
四 各県の財政当局  
各県の財政当局では六月五日世話  
人財部長会の案をもってあたるかも決定  
であるかのことについては、概要は以上  
とありである。  
五 全国知事会事務局の「全公団の  
負担金」についての見解  
全国知事会事務局としては、全公

図 各事業内容とその活動状況を充分  
認めていただくため各委員会において  
報告し、必要に応じて各委員会におい  
ては、

一 協賛事項  
○ 協賛の市町村で負担金の規制  
については、県が中心で、中央をいし  
は、全道の段階では未だ問題になって  
いない。

二 協賛事項  
(1) 協賛の補充について

第一回幹事会報告  
日時 昭和四十三年五月二十八日  
場所 都市日比谷図書館会議室

議長の選出は副会長の推薦のため  
本氏氏（大阪府立）に決定。

一 報告事項  
(1) 正副会長会議について  
大阪で開かれ、表形基準について  
協議した。

(2) 委員会通則について  
昭和四十二年度第二回幹事会で改  
正案が審議され承認された。（会報  
三三三）

(3) 分担金規程の改正について  
昭和四十二年十月四日の地区代表  
者会議で四千円に職員数に百円を乗  
じたものに加えそれに一、三四を掛  
けたものと決定され十一月七日の幹  
事会で承認された。

(4) 図書館毎日の司書講習について  
林部文部省社会教育課長から、図  
書館法の一部を改正し、司書講習の  
改正を行ない、司書の資格を高め、  
これに財政の問題、司書の需給、任  
用の問題等を考慮検討されて、本年  
度から図書館毎日で実施することを  
予定したと説明がなされた。

二 協議事項  
(1) 協賛の補充について

館長の真動で幹事の欠員を生じた  
地区の地区推薦を承認、会長は長谷  
川氏の選任に伴い、副会長は後藤幹  
事事は日比谷図書館の後任館長をも  
つて承認することを確認した。

(2) 副会長の選任について  
西藤氏（大阪市立）の選任に伴い  
市立図書館間で決めることになった。  
「三木蔵氏（大阪市立）に決定」

(3) 四十二年度事業報告、決算報告  
(4) 四十二年度事業計画、予算案につ  
いては、いづれも会報三三三により承認さ  
れた。

(5) 国家予算の概況について  
昭和四十四年度図書館関係国家予  
算要求案について重点的に文部省と  
折衝する。

(6) 表彰について  
表彰基準を事務局で作成し修正を  
加え決定した。

第二回幹事会報告  
日時 昭和四十三年六月二十日  
場所 都市日比谷図書館会議室

議長に上野氏（埼玉県立）を選出  
一 協議事項  
(1) 国家予算の概況について  
「文部省との折衝について」の項  
を参照。  
(2) 委員会の今後の活動について

行政、財政、職員各委員会は今ま  
でとりの活動、正副委員長を選出、  
委員の選定等の事項で了承された。

(3) イントラネット（国際大都市立図書館  
協議会）について  
四十二年三月二十五日リバール  
で締結された。日本の場合には六都  
市は、会長と方針が好ましい、会長  
の説明があった。

文部省  
国庫補助の内示 /  
昭和四十三年八月六日、文部省よ  
り本会の昭和四十三年度調査費等事  
業に対し、国庫補助五十五万円の交付  
の旨があった。



### 第三回幹事会報告

日時 昭和四十三年十月四日  
場所 東京文化会館会議室

- 議長に長氏(大阪府立)を選出
- 一 報告事項
    - (1) 幹事会委員の中間報告について 行政委員長長氏(大阪府立)財政委員長長井氏(山口県立)職員委員長上野氏(愛知県立)回覧委員長松本氏(岩手県立)の報告があった。
    - (2) 協議事項
      - (1) 昭和四十四年度予算の概算について 概算文案 事務局は副会長 事務局に一任 また前年どおり会費(四丁)を全額返上する。
      - (2) 社会教育審議会への諮問に対する対策は会長が行い、本年中に文部省に区画を。
        - (3) 調査研究若者の審査については、副会長に任せ。
        - (4) 本会の運営について 会長後任上野三子副会長上野氏が執行、事務局は日比谷とす。



### 林部文部省社会教育局 社会教育課長談話

昭和四十三年十月四日東京文化会館において全国公立図書館長協議会幹事会に出席されたような話をされた。

一 社会教育審議会の諮問について  
文部大臣からの諮問により、審議会はこれまで二回の審議を行ない三回目も近日中に開かれることになっている。内容は急激な社会の進歩に列如する社会教育ということであり大きな問題をとりあげているが、このような時代に社会教育について根本から反省をし、将来を考えたいと思ひ諮問したものである。スケジュームは来年の十月末の任期までに審議してもらいたいと思っている。来年の一月までにスケルトンの決定、その後原案作成、それを来年の任期まで検討してもらいことになっているが、事務局としては、国民の学習意欲が高まってきたという現状、これにどういう方向で対応するかを考へるべきだと思っている。学校では実験的にはじめていますが社会教育もコンピュータ等を使用し方法論をたてて行きたい。ここで読書活動、情報の収集のしかた、社会的

カーヒスについて検討したい。図書館の役割はあがっていないが、総務、予算、人の問題について考えなければならぬ。図書館のもつ役割、分相は何か基本的なものを出してもらいたいと思っている。審議会の線は基本的であり、あとは行政の責任にかいて、それぞれの分野の方々の協力をいただき進めていきたい。図書館の役割について、こ徳真、方法、方策等がありますれば、事務局が原案を作成する段階で区画させていきたいと考えている。私はこれを諮問、体系の中に位置づけたいと思います。

二 司書補、司書講習について  
今年度からの図書館短大講習に対する受講者派遣については大変に協力をお願いいただき感謝中上げる。初年度としてはまあまあできてきた。しかし問題も多々あるので、それらを指摘願いたい。

三 全国図書館大会について  
二本木北海道立図書館長の努力に

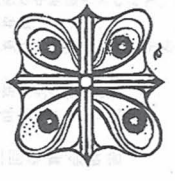
より大会が成功した。次回は出席したが、私は予算説明のため出られなかった。

四 本年度予算執行  
図書館の運営費について、明後事を大々的に行っている図書館についてはあまり申請がない(補助金申請)。都道府県とりわけ町村の建設が少いような印象を受けた。せっかくの運営費をとって増進化がなければ公民館等へ廻すことになる。私の立場はその方がかえってよかつたが大蔵省への予算要求もやつたことだし残念に思ふ。巡回、移動等については認可交付の形を希望したい。大阪市の図書館に対して図書館の補助の減少で昨年度感念をかりたこともあったが図書館の確保を第一に考えている。しかし予算の中で図書館の占めるシェアは少ないので全部の図書館の確保にむかひたいことになる。

五 米津喜真  
建設費、二館数の増加、館長については出向もあるものの全部図書館費、ボランティア、更なる予算増やす準備を進めている。並列して図書館に対する予算補

助を大蔵省に対して要求することになっているが、大蔵省の見解が非難以下にも補助ということになれば全国図書館が対象になるとしているのでむずかしいかもしれない。また巡回文庫は読書活動の促進として五倍以上のものがかいより要求した。これからの読書グループの育成ということをもつて大蔵省に対し話をしているが巡回文庫の図書購入費増を第一と考へている。

六 館長会の開催について  
今年度は秋に都道府県立指定都市立図書館長会議をやらないが、これを国会図書館の落成式の際にやるとしたいとの希望もあるようだ。これについては今年は無理かと思うが、私の考へでは五月頃の一回としてあとはそれぞれの会を利用してやていきたい。また、これまでの会議とちがひ、もとのあるものをと考へている。



- ### 地区協議会活動
- ◎ 大阪公共図書館協会通信
- ◇ 幹事会  
とき 四月二十五日 二時~五時  
ところ 大阪府立図書館 長室
- 議題  
(1) 昭和四十二年度決算ならびに昭和四十三年度才入才出予算について  
昭和四十二年度決算額は一〇九八七五円であり、主な支出は図書館大会二〇六九〇円、全公図分担金三四六〇〇円、会報編集二二〇〇〇円、又昭和四十三年度予算額は二七八六〇円であり、うち事務費二二〇〇〇円、事業費一一五〇〇円、予備費五三六〇円となっている。
- (2) 役員補充について  
幹事二名、監事一名が夫々欠員となつたので次のとおり決定した。  
幹事 三木 誠 (大阪府立中央) 菅川 忠雄 (大阪府立) 監事 前橋孝寛 (堺市立)
- (3) 公共部会ならびに幹事会(全公図)の報告について
- (4) その他
- ◇ 五月例会  
とき 五月二日 一時  
ところ 池田市立図書館

- 議題  
(1) 昭和四十二年度決算ならびに昭和四十二年度才入才出予算について  
(2) 役員補充について  
以上幹事会(案)について承認される。
- (3) 公共部会ならびに幹事会(全公図)の報告  
(4) その他
- ◇ 幹事会  
とき 七月二日 一時  
ところ 大阪府立図書館 長室
- 議題  
(1) 全公図幹事会報告  
(2) 会報編集委員会ならびに相互協力委員会報告  
(3) その他
- ◇ 七月例会  
とき 七月十三日 十時  
ところ 大阪府立図書館 長室
- 議題  
(1) 全公図幹事会報告  
(2) 幹事会報告  
(3) その他
- ◎ 愛知県立図書館長協議会の現状  
本会々報第三号に掲載したように愛知県では去る四月一日従来の公立図書館長会が発展解消し、新たに愛知県立図書館長協議会以上愛

公図)が発足した。愛公図には現在泉内二館、市立二十三館(内八館は名古屋市立)、町立四館の計二十九館が加入しているが、本年度中には名古屋市立二館が新設され、加入する予定である。

従来の館長会は昭和三十年一月に、県内公立図書館相互の連携、図書館経営の調査研究を目的として発足し本年三月まで十三年余にわたり隔月に定例会を開催し、公立図書館の発展と図書館活動の振興に大きな役割を果してきた。今日、愛知の図書館界が、施設および活動の面で躍進を遂げつつあるのはこの組織によるところが大きいといえよう。

年来協議のまこととなつてきた全公図(全公図)の発足にあたり愛知が率先して会館加入の善事を果たしたのは、従来の館長会の実績をままた全国的組織の必要性を認識していたからである。愛公図の組織には事業として、(一)図書館活動に関する調査研究、(二)資料の収集および読書活動、(三)全公図および関係団体との連携協力をつけて、役員、任期を全公図に合わせ、定例会は隔月、会場は各館輪番で担当することになっている。愛公図発足以来臨時会を含め、既に四回の会を開催したが、これらを経て、全公図行政委員会の事業

愛知図書館協会（県下公立図書館、全等校図書館、主要大学図書館等が加入）の公共図書館育成委員会の事業として、五年目を迎えた愛知県の読書運動「本に親しむみんなのつどい」の事業など、広範な問題の協議を積極的、活動に反映させてきている。

以上、愛知県の現状を記述したが、愛知を中心に伸びつつある愛知の図書館界に、今後とも支援をお願いしたい。（愛知図書事務局）

◎佐賀県公共図書館協議会

佐賀県において、昨年五月二日佐賀県公共図書館協議会が発足した。これは公共図書館（公立図書館、公民館図書部等）が相互に連絡提携し、図書館事業の発展をはかり、県民文化の向上に寄与することを目的として結成されたものである。

今年度は、年度はじめの総会において職員の実務研究会を一回開くことになった。

一回は森田門の「読書普及」について、他の一回は資料部門の「郷土資料の調査収集・利用」等についてである。

その第二回目の職員実務研究会が七月十二日武雄市市民集会所において開催された。その概要は左記のとおりである。

記

一 研究主題「読書普及」について  
 二 参加者 本協議会々員、社会教育課、教育事務所指導主事、公民館主事、読書グループ代表等四十一名

三 研究協議事項

1. 読書普及の現状
  2. 家庭における読書の現状
  3. 個人会読書グループの現状
  4. その他の読書グループの現状
- 各館における読書普及の限界について
3. 読書普及の問題点について
  4. 公立図書館と市町村立図書館、公民館図書部との相互協力の具体的な方法
- 等について事例発表を中心に終日、熱心に研究協議がなされた。

◎北日本図書館長会議開催

北日本図書館連盟主催の北日本図書館長会議が七月二十五、二十六日福島市において開催された。

その協議内容は次のとおり

- 一 郷土資料の収集について
- 二 図書館資料の複写サービスについて
- 三 公共図書館と学校との連携をどのように築いていくか
- 四 図書館専門職員の身分確立問題点は何か

一 小規模図書館の充実のための図書館補助の道を拓き、より果敢な条件について

最低基準に達しない小規模館にまで図書館補助を充てるよう要望するとともに、図書館に対する交付税が後減しつつあるのを関係当局に警告すること。

◎四国地区公共図書館建設協議会

昭和四十二年年度総会が七月十日、高松市（建設会館）で開催され、香川県立図書館長村山清氏が会長に就任した。昭和四十三年度の事業として次の五件が決定された。

一 「四国の公共図書館 968」の編集・発行

内容は1967年版を題し、第一部は各館の業務統計、第二部は各館の職員録および所在地、第三部は施設、視聴覚資料、自動書文画像。調査は七月一日現在、刊行は九月一日の予定。

二 「昭和四十二年度郷土資料増加目標」の作成

図書館相互協力に資するため、四国地区公共図書館各館の昭和四十二年年度中に増加した郷土資料の目録を作成する。

◎北博県公共図書館協会の活動状況

戦前は中央図書館制度によって

道立図書館を中心とする図書館体制が確立していたが、戦後しばらくは年一回開かれる館長会議によっておおよそ道内公共図書館間の連携が保たれているにすぎなかった。

昭和三十年頃から道内公共図書館を打って一九とする協力体制を確立しよりという気運が盛上り、昭和三十三年に公共図書館協会が設置された。現在三十一館、個人会員二二一名を数えるに至っている。

今年度の行事として、この九月に昭和四十三年度の全国図書館大会を水道で開催されることになっているので通例の年一回の総会、年二回の理事会のほか、全国大会の実行委員会を兼ねて館長会議を三回行われ、研修会としては、従来管理、専任、整理と分けて実施してきたものを新任職員向け、上級職員向けと分けて行おうというやり方にかえて実施することにした。但し、今年度から特に問題なのは、市長会や町村長会で負担金の打切りといった動きが出たことで、職員必死の活動によって実質的には従来通りとはなっていないもの、今後尾を引くこととなる。

この間あって、この会の運営に希望をもたらししたのは、今年度より道立図書館の予算に、図書館活動振興費なる経費が少ないうえながらも認め

られたことで、これをもって道立図書館主催による研究集会が数回実施され、実質的に道公共図書館協会と表裏一体となるように運営されることになっていることである。

ともあれ、今年度の道公共図書館の活動は全国図書館大会の遂行に忙殺されている。

◎青森県図書館連絡協議会の動向

全国公立図書館長協議会の下部組織として昭和四十二年二月発足した青森県図書館連絡協議会は、去る五月十八日定時総会を開き、次の事項を協議した。

一 昭和四十二年度決算および昭和四十三年度事業計画ならびに予算案についてはいずれも原案通り承認決定された。

二 役員の変更について

前会長横山武夫氏は四十三年三月三十一日付をもって退職されたので、新会長には青森県立図書館長山田正寿氏を、また次員中の下北地区幹事にむつ市立図書館長の大室運治氏に決定。

三 昭和四十三年度の事業計画

- (1) 職員研修会
- (2) 青森県図書館大会
- (3) 読書活動地区研修会
- (4) 読書団体リーダー研修会
- (5) 図書整理講習会

- (6) 製本技術講習会
  - (7) 近世文書解説講習会
- 近日に開催される事業
- (1) 図書整理講習会を来る八月十四、十五の二日間青森市において開催する。参加者は五十名。
  - (2) 青森県図書館大会を九月十七日青森市において開催する。大会の日程は、午前記念講演を午後は各研究部（五部会）を開き全体会議をもって終了する。参加人員は五十名。

◎秋田県図書館協会総会

六月三日秋田県図書館協会総会を開催し、四十三年度予算および事業について計画審議する。

六月二十五日秋田県図書館協会を主催し、図書館の運営、図書館実務研修について審議する。

七月四、五日北日本図書館連盟主催による整理部門研究会を秋田市において開催する。

七月二十七日県立図書館で新しいブックモビルを購入し三台をもって運行することになる。

十月図書館管理研究会を各館同立図書館を会場に開催する。

十月二十五日昭和四十三年度は、秋田県立秋田図書館創立七十四周年にあたり記念行事として祝典を開催する。

十一月、秋田県立秋田図書館自

動車文庫 P.T.A 協賛文庫、貸出文庫、郵委文庫の各利用団体読書団体リーダーによる読書研究会を開催する。

◎新潟県立新潟図書館

利用者団体連絡協議会図書館開館の環として職業本をうけていた「新潟県立新潟図書館利用者団体連絡協議会」の設立総会が六月十八日県立新潟図書館利用団体代表五十五名が参加して盛岡で開催された。今後この会が理事団体相互の連絡を密にして発展の向上をはかり本館読書活動の推進媒体となるよう期待している。

◎近世史料刊行研究会（開催）

公共図書館、公民館図書部（会）における実力の向上をはかるため、七月二十二、二十三両日秋田市中で開催。文部省史料館第一史料室早稲本寿氏を講師に近世史料の取扱、主として収集、整理、利用、保存等について基盤指導が行われたが、県図書館協会初めての試みとして好評であった。

◎秋田県立図書館女性館長会議開催

議事録が新潟県北秋田郡湯之谷村大湯で七月二十五、二十六日開催

(1) 本館の組織の簡素化について

- (2) 全国公立図書館長負担金について
  - (3) 市町村公民館図書部（室）の作成について
  - (4) 各県における図書館協会の運営について
- 前記議題について熱心な研究討議がかわされた。またその折、人事異動で退職された千葉県立上里英須丸氏、茨城県立加藤郡雄氏、山梨県立白原風呂氏、東京都立日比谷長谷川昇氏以上四名の前館長を招へいし、今日までの業績を讃えるとともに労をねぎらった。

編集後記

新報もゆるぎ五月の末に昭和四十三年度大会総会と研究会が開催されたのでありますが、その後諸般の事情から本号の発行が大変遅れました。深くお詫びいたします。また地区協議会活動状況につきましては、早くから原稿をいただいておりますが掲載が遅くなり重ねてお詫びいたします。

× × × ×

業界の動きも活発になってきました。皆様方のご健斗をお祈りいたします。